

史跡玉川上水保存管理計画書

平成 19 年 3 月



東京都水道局

史跡玉川上水保存管理計画書

目 次

第1章 計画の目的	
1 策定の背景	1
2 目的	1
3 対象	1
4 策定の手順	2
5 委員会の設置	3
第2章 玉川上水の概要	
1 沿革と特徴（歴史的価値）	5
2 指定地の状況	7
3 玉川上水の価値	18
第3章 基本的な考え方	
1 目標	19
2 史跡「玉川上水」と名勝「小金井（サクラ）」の保存管理	20
3 周辺環境の保全	22
第4章 保存管理	
1 基本方針	23
2 区間設定	24
3 構成要素	25
4 保存管理の方法	27
5 現状変更の取扱方針と取扱基準	34
6 周辺環境の保全	39

第5章 整備活用

1 基本方針	4 1
2 整備活用の方法	4 2
3 整備活用の進め方	4 4
4 重点整備地区における整備活用のモデル事業.....	4 5

第6章 管理・運営及び体制整備

1 基本方針	4 7
2 体制整備	4 7

附属資料

附属資料 1 史跡・名勝指定区間図（詳細版）	5 0
附属資料 2 玉川上水保存管理計画策定に関する委員会設置要綱	5 2
附属資料 3 玉川上水の関連年表	5 4
附属資料 4 玉川上水管理区分図	6 0
附属資料 5 玉川上水にかかわる構成要素の変遷	7 0
附属資料 6 「復旧（修理）」「改良（保存整備）」の工法	7 2
附属資料 7 法面に生育する樹木の改良（保存整備）	7 8
附属資料 8 現状変更等に係る行為に対する許可等の取扱方針一覧	8 0
附属資料 9 文化財保護法等に係る規定	8 2
附属資料 1 0 現状変更の取扱基準の内容	8 6

第1章 計画の目的

1 策定の背景

玉川上水は、江戸時代の承応 3 (1654) 年、江戸市中への給水を目的として作られた上水で、多摩川中流の羽村取水口から四谷大木戸までの約 43km は素掘りの開渠、江戸市中は暗渠であった。

上流部 (羽村取水口から小平監視所まで) は現在も水道施設として機能しており、都民生活を支えている。昭和 40 (1965) 年、小平監視所から下流は水道原水導水路としての機能が失われ通水も途絶えたが、昭和 61 (1986) 年から清流復活事業が実施され、身近な水と緑の空間として、広く都民に親しまれている。

平成 15 (2003) 年 8 月、竣工 350 年を迎えた玉川上水は、江戸、東京の発展を支えた歴史的価値を有する土木施設・遺構として、国の史跡に指定された。

2 目的

玉川上水は、貴重な土木施設・遺構であると同時に、水と緑の空間として都民に親しまれ、学校教材にも取り上げられるなど、郷土史を学ぶ上でも非常に重要なものと位置付けられている。しかし、近年では水路の法面崩壊、法面崩壊の要因となる樹木の巨木化等、維持管理上の課題が生じている。

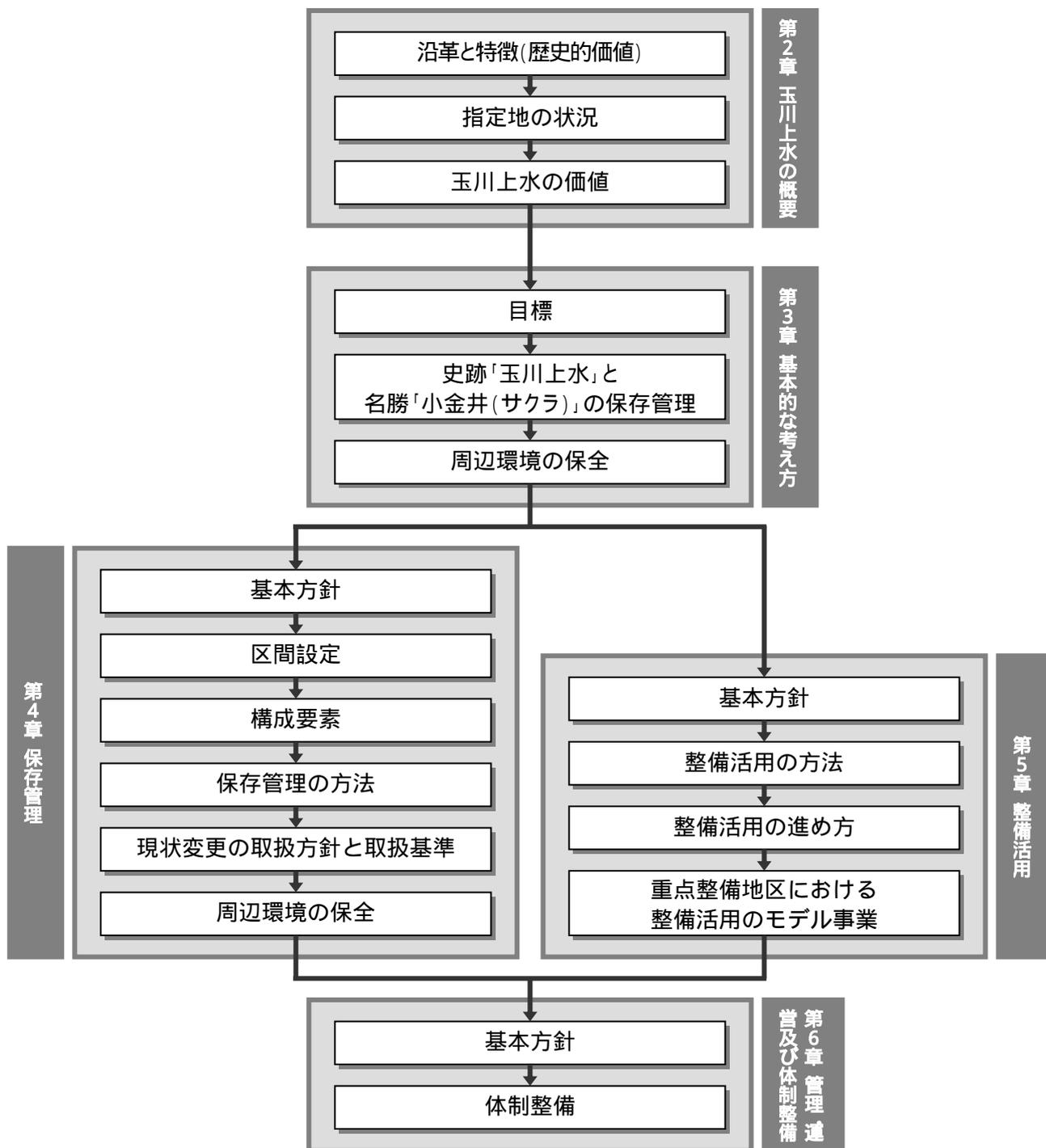
また、玉川上水が 9 市 3 区 (羽村市、福生市、昭島市、立川市、小平市、小金井市、西東京市、武蔵野市、三鷹市、杉並区、世田谷区、渋谷区) を通過し、維持管理等に関する団体も多いことから、保存管理を適切に推進していくためには、保存管理に関して関係機関が共通認識を持ち、取組を推進することが必要である。本計画は、史跡「玉川上水」を適切に保存管理し、後世に継承していくための指針として策定されるものである。さらに、国民の財産である史跡「玉川上水」について、多くの市民が理解し、活用できるよう、保存管理の方針・方法や整備活用の方向性について明らかにすることを目的とする。

3 対象

本計画は、史跡「玉川上水」を対象とする。ただし、史跡を確実に保存するために必要となる事項に関しては、史跡指定範囲外の周辺環境についても、その方向性等を示した。なお、史跡指定範囲には、大正 13 (1924) 年に国の名勝に指定された「小金井 (サクラ)」が含まれているため、名勝「小金井 (サクラ)」についても、計画の対象とする (史跡と名勝の指定範囲は、本書 10 頁に掲載の図 2-1 : 史跡及び名勝指定区間図、図 2-2 : 史跡及び名勝指定範囲図 (断面) 及び附属資料 1 : 史跡・名勝指定区間図 (詳細版) 参照)。

4 策定の手順

計画策定に当たっては、次の手順により検討を行った。



内の項目は、本書における章とそのタイトルを示す

図 1-1：史跡玉川上水保存管理計画策定の手順

5 委員会の設置

計画策定に当たり、学識経験者等で構成される玉川上水保存管理計画策定に関する委員会を設置し、検討を行った（附属資料2：玉川上水保存管理計画策定に関する委員会設置要綱参照）。委員等の構成と委員会開催の経緯については次のとおりである。

表 1-1：玉川上水保存管理計画策定に関する委員会委員等名簿（平成 19 年 3 月現在、五十音順、敬称略）

役職名	氏名	職名	専門分野等
委員	赤川正和	社団法人 日本水道協会専務理事	水道行政経験者
委員	亀山章	東京農工大学教授	景観生態学（植物）
委員	坂井康宣	小平市教育委員会教育長	地元関係者
会長代理	坂詰秀一	立正大学名誉教授	考古学（考古）
委員	佐藤信	東京大学大学院教授	古代史学（史跡）
会長	篠原修	政策研究大学院大学教授	土木学（都市計画）
委員	角野征大	羽村市教育委員会教育長	地元関係者
委員	高埜利彦	学習院大学教授	近世史（史跡）
委員	宮村忠	関東学院大学教授	河川工学
助言者	平澤毅	文化庁文化財部記念物課 文化財調査官	名勝部門
助言者	山下信一郎	文化庁文化財部記念物課 文化財調査官	史跡部門

表 1-2：委員会開催の経緯

回数	日時	議事等
第1回	平成 17 年 9 月 13 日	保存管理計画策定に向けた課題について 現況確認（現地踏査）
第2回	平成 18 年 1 月 20 日	玉川上水の保存管理目標（案）について 史跡の保存管理に係る基本的考え方（案）について 区間設定の考え方（案）について
第3回	平成 18 年 3 月 27 日	区間別保存管理方針（案）及び保存管理の課題について
第4回	平成 18 年 6 月 30 日	区間別保存管理方法（案）について 現状変更の考え方と取扱基準（案）について 周辺環境の保全（案）について 整備活用の基本的な考え方（案）について 運営及び体制整備の基本的な考え方（案）について
第5回	平成 18 年 10 月 4 日	史跡玉川上水保存管理計画書（中間報告）（案）について 史跡玉川上水保存管理計画書（中間報告）附属資料（案）について
第6回	平成 18 年 12 月 26 日	史跡玉川上水保存管理計画書（案）について 史跡玉川上水保存管理計画書附属資料（案）について
第7回	平成 19 年 3 月 22 日	史跡玉川上水保存管理計画書（案）最終確認・提言 史跡玉川上水保存管理計画書附属資料（案）最終確認・提言

第2章 玉川上水の概要

1 沿革と特徴（歴史的価値）

玉川上水は、江戸市中への給水のために承応3（1654）年に竣工した。多摩川を水源とし、羽村から四谷大木戸まで延長約43km、幅約5.5mの自然流下による素掘りの開渠である。江戸時代から現代まで、江戸・東京の都市機能を支え続けてきた重要なインフラストラクチャーであり、かつ、素掘りの開渠部分が現存するなど、近世（江戸期）から近代（明治・大正・昭和初期）にかけての土木遺産としても他に例のない貴重なものとなっている。また、幕府により、導水路維持のために管理されてきた水路沿いの堤は、元文2（1737）年以降に現在の小平市・小金井市周辺の区間に植栽されたヤマザクラの並木（以下、小金井サクラという）なども含め、現代では緑地帯としての役割も果たしている（附属資料3：玉川上水の関連年表参照）。

これらの沿革や開削当時の土木技術等を踏まえて、玉川上水の特徴（歴史的価値）を整理すると次のとおりである。

（1）近世の優れた水利技術による江戸市中への導水路

多摩川の水を効率的に取水し、羽村から四谷大木戸までの長距離（約43km）をわずか92mの標高差で導水するもので、承応2（1653）年から翌年にかけて短時間で完成した。そこには、多摩川からの取水や武蔵野台地上への導水等当時の優れた水準測量や水利技術が用いられている。玉川上水の完成により、江戸市中の広い範囲に上水の供給が行われるようになり、江戸の発展に大いに寄与した。

（2）分水により新田開発を促し多用途に活用された用水

武蔵野台地のほぼ尾根上を東西に流下する玉川上水の特性を生かし、開削当初から分水路が左右両岸方向へ数多く整備され、農業用水や新たに形成された農村の生活用水が確保された。分水路の整備は、武蔵野台地の新田開発に寄与した。

（3）明治初期の通船による長距離輸送路

江戸時代には禁じられていた通船事業が明治3（1870）年に開始され、それまで陸上交通に頼って江戸市中まで輸送していた多摩地域の産物が、短時間で輸送可能となった。水質維持の面で問題となり2年で廃止されたが、現在も、通船関係の遺構が見られる場所もある。

（4）近代水道の基礎となった玉川上水

明治初期に東京の近代水道を設置するに当たり、東京市街への給水経路として、江戸時代の導水路を改良して活用することが可能だったように、玉川上水の存在は、明治以降も東京の発展に計り知れない利益をもたらした。

(5) 近世からのヤマザクラ並木の景勝地

元文2(1737)年に吉野山等から多品種のヤマザクラが水路沿いの堤上に移植された小金井付近は、江戸時代から花見の名所となっていた。大正13(1924)年、名勝に指定され、花見の時期は鉄道の臨時停車場が設けられるなど、東京近郊の花見の名所として定着した。

(6) 憩いの場でもある緑地帯

江戸時代、持ち場村制度^(注)の下で、関係の村々によって法面や堤の草刈り、樹木の手入れなどが行われた。導水路はこれら植生とともに幕府によって厳しく維持管理されていた。

明治以降、昭和30年代までは、水辺と一体となった草地や樹林から成る緑地は、玉川上水らしい風情を呈して、人々の散策や憩いの場として親しまれてきた。

(注) 持ち場村制度：江戸時代において玉川上水を維持するために、定期的な草刈りや浚渫のほか、役人が見回るための馬の用立てなどについて、沿線の村々が分担して負担した制度。取水口付近の羽村では取水堰の補修も行った。



明治期の小金井付近



昭和初期の新橋付近



昭和30年頃の新小金井橋付近



昭和30年代初頭の玉川上水と五日市街道

※ 写真は「名勝小金井 桜絵巻」(小金井市教育委員会、平成10年(1998))からの引用。

2 指定地の状況

玉川上水は、史跡「玉川上水」及び一部の区間が名勝「小金井（サクラ）」として文化財に指定されている。それぞれの指定に至る経緯、指定の概要及び現況を整理すると次のとおりである。

(1) 指定に至る経緯

史跡「玉川上水」

- ・昭和 57 (1982)年 玉川上水の歴史遺産としての重要性にかんがみ、文化財保護法第 69 条(現第 109 条)に基づく国の史跡指定を目指すことを東京都の首脳会議で決定
- ・昭和 58 (1983)年 史跡指定されるまでの間における現状変更の要請に対応するための協議機関として東京都内部の関係 6 局から成る「玉川上水保全協議会」を設置。歴史遺産を保存する観点とともに、水と緑の空間を保全する観点からも検討(関係 6 局：政策報道室、都市計画局、環境保全局、建設局、教育庁、水道局)
- ・平成 4 (1992)年 史跡指定の検討を具体的に推進するため関係 6 局による「史跡指定準備検討会」を設置
- ・平成 7 (1995)年 「史跡指定準備検討会」において、史跡指定申請に当たり、文化財保護と他の公益事業(都市計画道路等)との調整方法、史跡指定の土地の範囲の特定等について合意
- ・平成 9 (1997)年 「玉川上水保存管理指針」策定(平成 9 年 12 月)
- ・平成 11 (1999)年 都条例により歴史環境保全地域に指定
- ・平成 15 (2003)年 土地について都の所有権が認められ、史跡指定を申請。国の史跡に指定(玉川上水保全協議会及び玉川上水保存管理指針は史跡指定に伴い機能を失う)

名勝「小金井（サクラ）」

- ・明治 38 (1905)年 三好学(植物学者)が小金井の山桜を初めて紹介
- ・明治 43 (1910)年頃 三好学が天然記念物の保存運動を始める
- ・明治 44 (1911)年 史蹟名勝天然記念物保存協会が貴族院に建議提出
- ・明治 45 (1912)年 三好学及び戸川残花(史蹟名勝天然記念物保存協会幹事)が東京市長に桜樹保存について出願
- ・大正 2 (1913)年 三好学及び戸川残花が再度東京市長に桜樹保存を出願。東京市参事会において策定された小金井桜樹保護に関する建議が市会を通過。東京市が「小金井桜樹保護方法」を策定。東京市公園課所管で外科的手術等の保護事業開始
- ・大正 4 (1915)年 小平、小金井、保谷、武蔵野の 4 村有志により「小金井保桜会」が結成され、東京市の桜並木保護事業を援助。専用の苗ほにより後継樹を育成
- ・大正 5 (1916)年 三好学が小金井サクラの新品種を確認
- ・大正 12 (1923)年 東京市が桜樹数調査実施
- ・大正 13 (1924)年 三好学らの尽力が実り「史蹟名勝天然記念物保存法」により名勝に指定
- ・昭和 18 (1943)年 東京都制実施に伴い維持管理が東京都公園緑地課に引き継がれる
- ・昭和 25 (1950)年 文化財保護法制定により、旧制度から新法制度に切り替え
- ・昭和 42 (1967)年 管理主体が東京都教育委員会の所管となる

(2) 指定概要

史跡「玉川上水」

玉川上水は、平成 15 (2003) 年、「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号) 第 69 条第 1 項 (現第 109 条第 1 項) の規定により国の史跡に指定された。

平成 15 (2003) 年 8 月 27 日付け指定書 (都知事あて文部科学大臣文書 15 庁財第 211 号) 等によればその概要は次のとおりである。

ア 指定年月日 (官報告示)

平成 15 (2003) 年 8 月 27 日付け 文部科学省告示第 137 号

イ 所在地及び地域

1) 所在地

東京都羽村市、福生市、昭島市、立川市、小平市、小金井市、西東京市、武蔵野市、三鷹市、杉並区、世田谷区、渋谷区

2) 地域

(本書 10 頁に掲載の図 2-1 : 史跡及び名勝指定区間図、図 2-2 : 史跡及び名勝指定範囲図 (断面) 及び附属資料 1 : 史跡・名勝指定区間図 (詳細版) 参照)

ウ 指定理由

1) 基準

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準 (昭和 26 年文化財保護委員会告示第 2 号) 史跡の部六^(注)による

(注) 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡

2) 説明

江戸時代の承応 3 年 (1654)、江戸市中への給水を目的として、幕府が玉川庄右衛門・清右衛門兄弟に請け負わせて作らせた上水。多摩川中流の羽村取水口から江戸まで約 43 km は素掘りの開渠、江戸市中は暗渠であった。近世の水利技術を知る上で重要であり、大都市江戸の用水供給施設として貴重な土木遺産。羽村から渋谷区に至る水路敷のうち開渠部分約 30 km を指定する。

< 参考 >

平成 15 (2003) 年 1 月指定申請書 (文部科学大臣あて都知事文書 14 水経地第 626 号) 等によれば、史跡の概要については次のとおりである。

1) 面積及び延長

面積 : 約 47.8ha

延長 : 約 30.5km

2) 所有者

東京都 (水道局)

3) 現況用途

a 上流部 (羽村取水口から小平監視所までの約 12km) : 水道原水導水路 (東京都水道局)

b 中流部 (小平監視所から浅間橋までの約 18 km) : 清流復活事業 (東京都環境局)
(うち境浄水場から下流) : 排水路 (東京都水道局)

c 下流部 (浅間橋から四谷大木戸までの約 13 km) : 排水路 (東京都水道局)

4) 除外区間

- ・横田基地引込線（福生市熊川）
- ・玉川上水駅前（立川市柏町・幸町）の暗渠区間
- ・小平監視所（立川市幸町・小平市中島町）
- ・三鷹駅（三鷹市上連雀・武蔵野市御殿山）の暗渠区間
- ・浅間橋（杉並区久我山）から繁栄橋（世田谷区大原）までの暗渠区間
- ・一号橋（世田谷区大原）から稲荷橋（世田谷区大原）までの暗渠区間
- ・二号橋（渋谷区笹塚）から三号橋（渋谷区笹塚）までの暗渠区間
- ・笹塚橋（渋谷区笹塚）から四谷大木戸（新宿区内藤町）までの暗渠区間

名勝「小金井（サクラ）」

小金井サクラのヤマザクラ並木は、大正 13(1924)年、「史蹟名勝天然紀念物保存法」（大正 8 年法律第 44 号）第 1 条の規定に基づき名勝に指定された。

大正 13(1924)年 11 月 10 日付第 201 号内務省官房地理課長から東京府知事あて通知文書によりまとめられた内務省引継文書等によれば、その概要は次のとおりである。

ア 指定年月日（官報告示）

大正 13(1924)年 12 月 9 日付け 内務省告示第 777 号

イ 指定内容

1) 指定地域

東京市水道用地ノ中右岸北多摩郡小平村大字鈴木新田字上 1580 番地先（小川水衛所傍側）ヨリ同郡武蔵野村大字境字上水南 1107 番地先（境橋南詰）二至ル間、左岸同郡小平村大字小川新田字上水内 1175 番地先（小川水衛所対岸）ヨリ同郡武蔵野村大字関前字樋 1280 番地先（境橋北詰）二至ル間（水路ノ部分ハ之ヲ除ク）

2) 指定説明

本邦屈指ノ櫻花ノ勝地ナリ 櫻樹八元文年間幕府ノ命ニ依リ武蔵野新田世話役川崎平右衛門ノ種植ニ係リ 現ニ玉川上水ノ兩岸ニ竝木トシテ約一里半ニ互リテ好ク成長繁茂シ 其ノ数千餘株アリテ大木トナレルモノ尠ナカラス モト吉野及櫻川ノ白山櫻ヲ移植シタルモノナルモ 多数ノ天然變種アリテ若葉ノ色、花ノ色、形、大サ花期ノ早晚等區々ニシテ殆ト各樹ニ異ナルカ如キ觀アリ 實ニ白山櫻トシテ品種ノ多キコト變化ノ多キコト及大木ノ多キコトハ小金井ノ櫻ノ特徴トスル所ナリ

3) 指定ノ事由

保存要目 名勝ノ部第三（著名ナル花樹）ニ依ル

4) 保存ノ要件

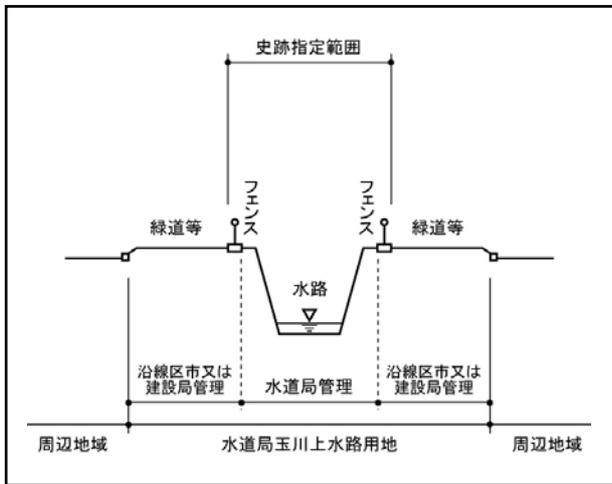
公益上必要止ムヲ得ザル場合ノ外 風致ヲ損傷スヘキ現状變更ヲ許可セザルコトヲ要ス 濫ニ櫻樹ヲ損傷スヘキ行為ハ之ヲ禁ス

< 参考 >

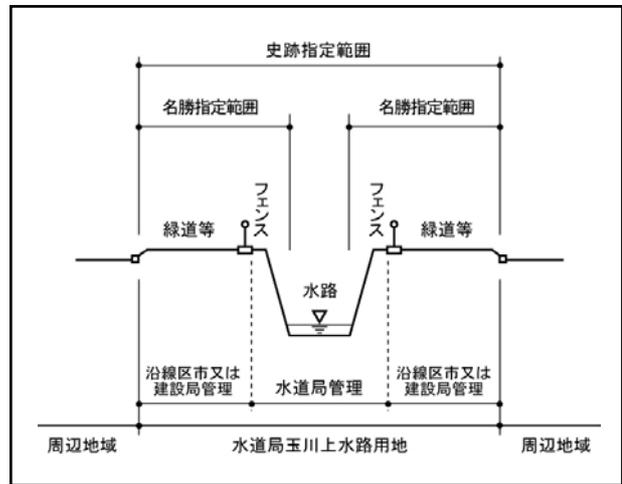
三好学「日本産ヤマザクラの野生品種並びに栽培品種」（『東京帝國大學理科大学紀要』第 34 冊 第 1 編、大正 5(1916)年）の中で、当時の小金井サクラの品種として、淡雪桜（アウユキザクラ）、小町桜（コマチサクラ）、墨染（スミゾメ）等、38 品種 3 亜品種が示されている。



図 2-1: 史跡及び名勝指定区間図



史跡指定に係る範囲



史跡・名勝指定に係る範囲

図 2-2: 史跡及び名勝指定範囲図(断面)

(3) 現況

導水機能と土木遺構（水路）の残存状況

羽村取水口から四谷大木戸までの玉川上水は、導水機能と土木遺構の残存状況から見ると、上流部、中流部、下流部の3区間に区分され、各区間の現況は次のとおりである。

ア 導水機能

- ・ 上流部（羽村取水口～小平監視所）は、現在も水道原水導水路として機能している。
- ・ 中流部（小平監視所～浅間橋）は、水道原水ではないが、清流復活事業により下水の高度二次処理水が通水されている。
- ・ 下流部（浅間橋～四谷大木戸）は、暗渠区間も含め排水路としての機能は維持されているが通水はされていない。

イ 水路の残存状況

- ・ 上流部は、素掘りの状態は改変されているが開渠を維持している。
- ・ 中流部は、素掘り開渠の状態が残存している。（一部石積やコンクリートによる補修あり）
- ・ 下流部は、開渠区間は3箇所に分断され、形態も改変されている。

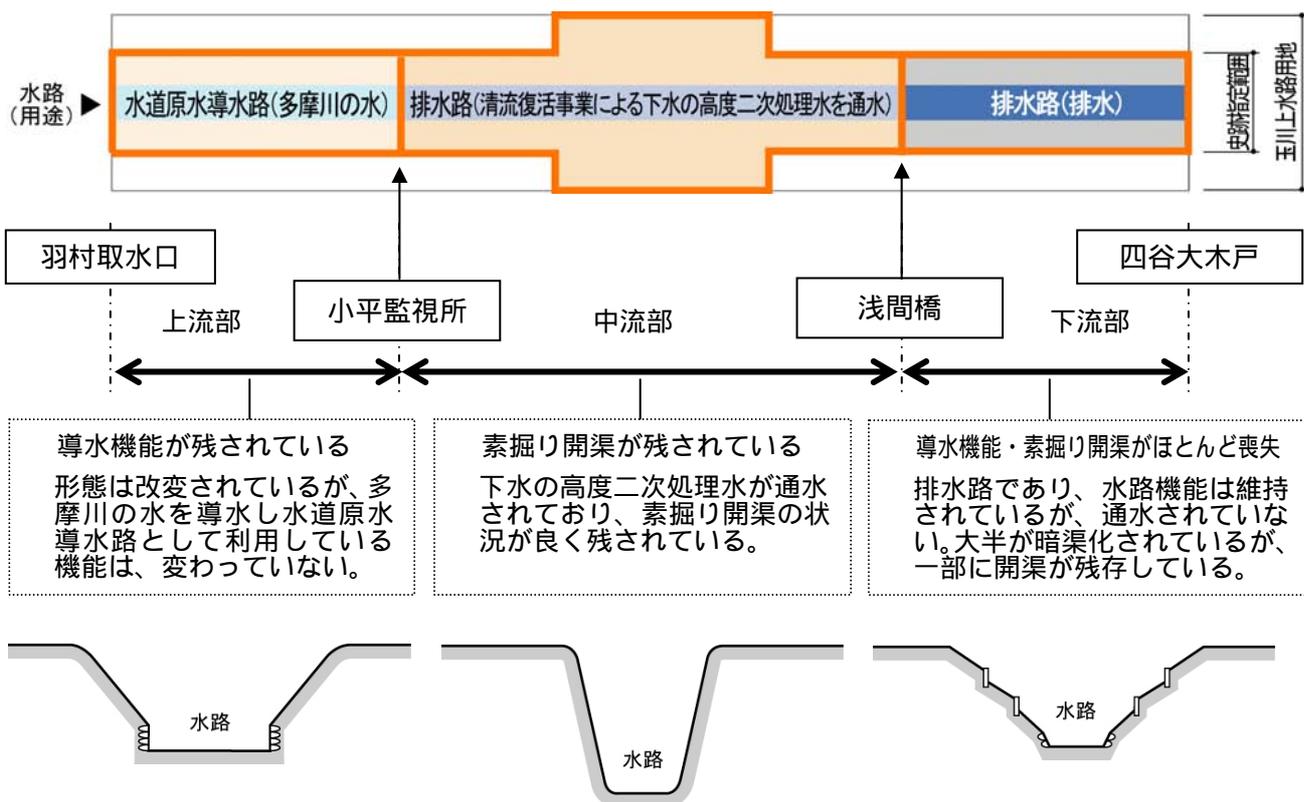


図 2-3: 導水機能・土木遺構（水路）の残存状況

土木遺構（素掘り開渠の水路）の形態（中・下流部）

中流部水路の法面形態は、素掘り開渠の状態がよく残されており、現況ではおおむね3タイプに分類される（図2-4：法面の形態による区分（3タイプ）参照）。また、場所によっては法面の崩壊が進行しており、その崩壊の状況は、およそ5パターンに分類される（図2-5：崩壊パターン（5パターン）参照）。

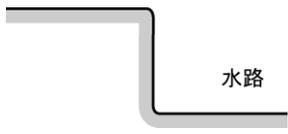
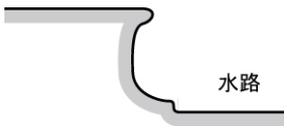
<p>ア Aタイプ[切り立った直壁状]</p>	<p>イ Bタイプ[オーバーハング状]</p>
<p>法面が切り立った状態で、左岸に特徴的に見られる。</p>	<p>オーバーハングした法肩の下部は直壁状で、右岸に多く見られる。</p>
	
<p>ウ Cタイプ[傾斜状]</p>	
<p>法面全体が傾斜し、水路の浅い下流部に見られる。</p>	
	

図2-4:法面の形態による区分（3タイプ）

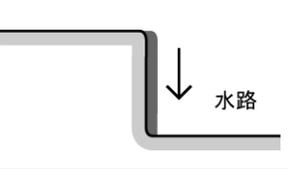
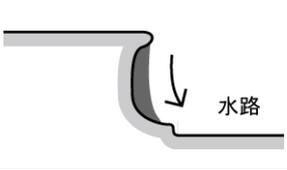
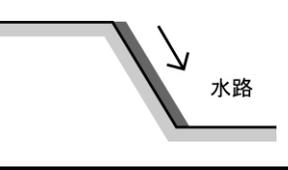
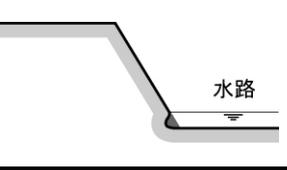
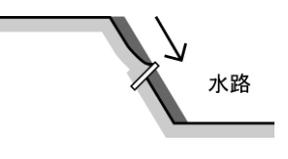
<p>ア Aパターン[垂直剥離]</p>	<p>イ Bパターン[深い表層崩落]</p>
<p>左岸の直壁状法面に多い。</p>	<p>法肩をえぐり取ったような形状となり、右岸のオーバーハング状法面に多い。</p>
	
<p>ウ Cパターン[表層土壌の浸食・流亡]</p>	<p>エ Dパターン[流水による法尻の浸食]</p>
<p>法面表層が浅く浸食・流亡したもので、全体的に見られる。</p>	<p>流水によって法尻が洗掘されたもので全体的に見られる。</p>
	
<p>オ Eパターン[既設構造物が崩れ崩落]</p>	
<p>法面崩落の防止や崩壊後の補修箇所が土留め等とともに崩落したもの。</p>	
	

図2-5:崩壊パターン（5パターン）

植生

大半が樹林等の植生に覆われ、それら植生はおおむね次の 6 タイプに分類される。なお、実際の植生は、法面の植生と平坦面との植生の組合せからなる。

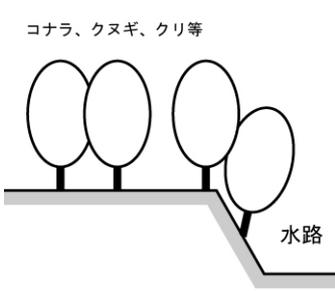
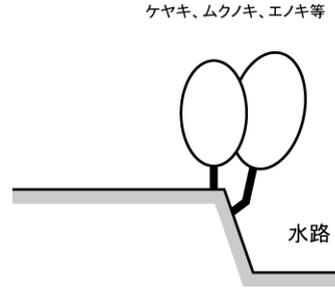
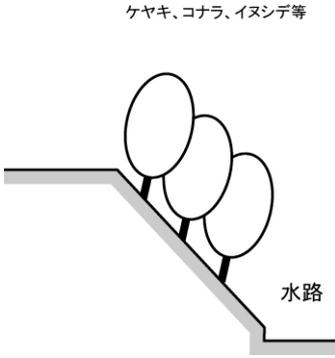
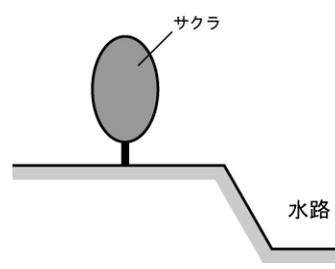
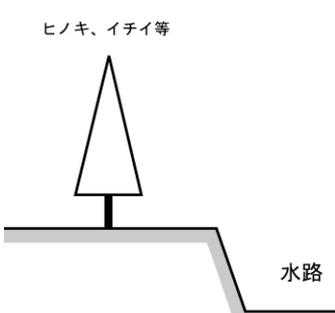
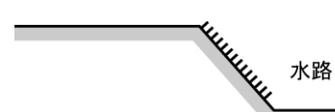
<p>ア コナラ・クヌギ林タイプ (法面・平坦面)</p> <p>武蔵野の雑木林の面影を残す、主にコナラ、クヌギ、クリ等から構成される樹林。上・中流部の法面や隣接地の平坦面に見られる樹林の大半を占める。なお、法面に生育する樹木を放置しておく、著しく成長し、土木遺構の保存に重大な支障を来すおそれがある。</p> 	<p>イ ケヤキ林タイプ (法面・(平坦面))</p> <p>水道原水の通水停止後に法面に侵入・定着し、自生したケヤキが、40 年程度で巨木化し、優占種となった樹林。中流部の法面から法肩部に多い。なお、法面に生育する樹木を放置しておく、著しく成長し、土木遺構の保存に重大な支障を来すおそれがある。</p> 
<p>ウ 崖線部ケヤキ林タイプ (上流部左岸崖線)</p> <p>上流部左岸台地縁の崖線に発達する主にケヤキ、イヌシデ、コナラ等から構成される樹林(崖線林)。上流部左岸の史跡に隣接する斜面に見られる。</p> 	<p>エ サクラ並木タイプ (平坦面)</p> <p>堤上など、主に平坦面にサクラ並木として植栽されたもので、上流部の史跡指定範囲内及び隣接地や名勝指定範囲に見られる。</p> 
<p>オ 針葉樹列植タイプ (平坦面)</p> <p>主に平坦面に列状あるいはまばらに植えられたヒノキ、イチイ等で、主に中流部に見られる。</p> 	<p>カ 草地タイプ (法面・(平坦面))</p> <p>主に上流部や下流部の法面・平坦面に見られる。まばらに樹木が植栽されている区間もある。</p> 

図 2-6: 植生タイプ (6 タイプ)

土地利用

史跡指定範囲内は、水路として利用されている。

史跡指定範囲に隣接する区域は、史跡を保護する上で重要であり、史跡指定範囲内と一体的な景観を形成している。そのような史跡指定範囲に隣接する土地利用（玉川上水路用地の場合と民有地等の場合がある）については、おおむね次の6種類に分類される。これらの土地利用のうち緑地及び道路用地は、散策路等が整備され、一般の立入りが可能である。

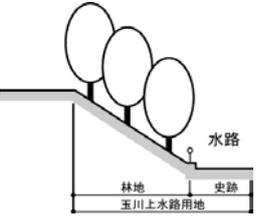
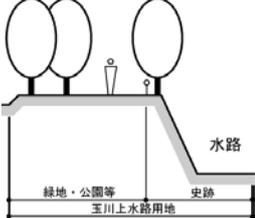
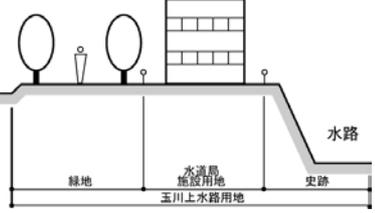
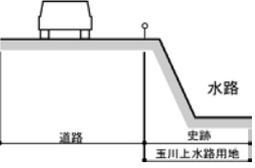
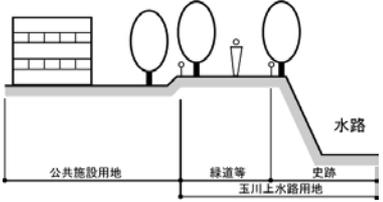
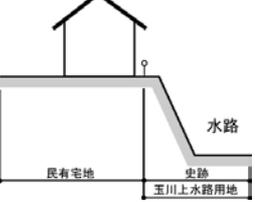
<p>ア 林地</p> <p>斜面上の樹林地で、上流部に見られる。史跡を保護する緩衝帯としての役割が期待できるが、斜面崩壊により史跡に影響を及ぼす可能性もある(立入り困難)。</p>	<p>イ 緑地</p> <p>散策路等が整備された公園や緑地で、上流部や中流部に見られる。史跡を保護する緩衝帯としての役割が期待できる。暗渠区間では、水路跡の位置を示す役割が期待できる(立入りが自由)。</p>
	
<p>ウ 水道施設用地</p> <p>ポンプ施設や管理棟等の水道施設が立地している用地で、上流部に見られる。水道局が管理し、史跡との一体的管理により、史跡の保護に寄与することが期待できる。水道施設用地の外側には緑地が隣接(立入りが制限される)。</p>	<p>エ 道路用地</p> <p>道路または歩行者・自転車専用道路として整備されている用地で、散策路状の歩道が整備されている区間や、車道の区間がある。玉川上水路用地内に含まれる箇所もある。車道の場合は史跡の保護に配慮する必要がある(立入りが可能)。</p>
	
<p>オ その他公共施設用地</p> <p>学校や供給処理施設等比較的大規模な敷地を有する公共施設の用地で、中流部に見られる。玉川上水路用地内の緑地等と一体となって、史跡の保護に寄与することが期待される(立入りが制限される)。</p>	<p>カ 民有宅地</p> <p>住宅、商業施設や工場等の用地で、史跡に隣接する宅地と、玉川上水路用地内の緑地に隣接する宅地がある。史跡指定範囲に直接隣接している場合は、史跡の保護に配慮する必要がある(立入りが制限される)。</p>
	

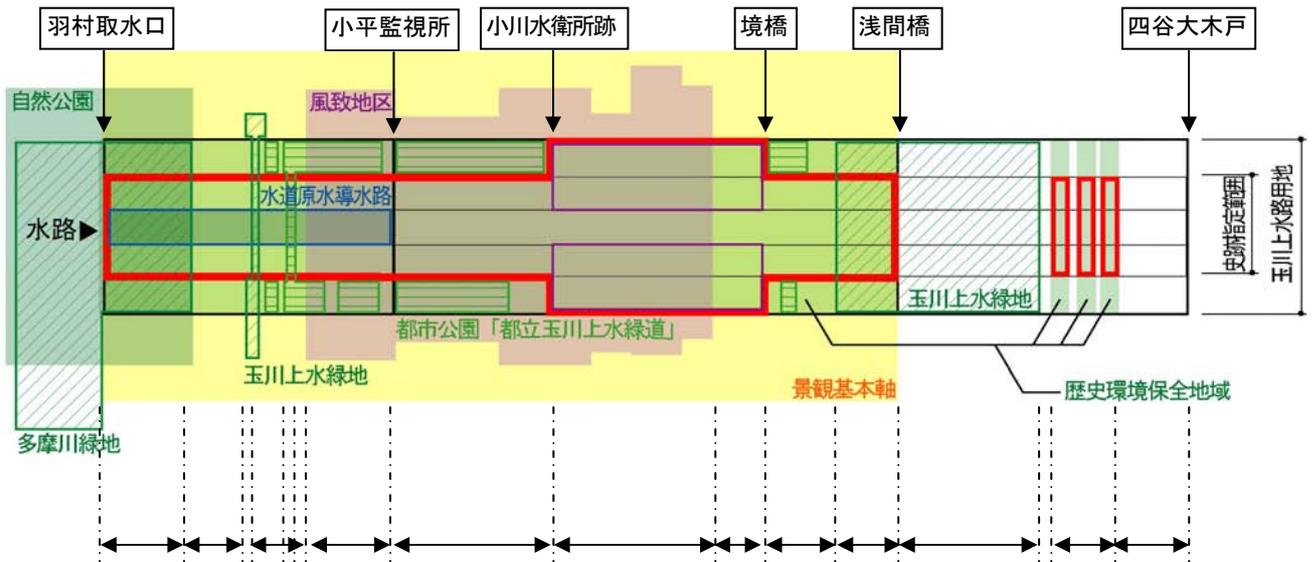
図 2-7:土地利用分類

関連法令

史跡指定範囲内に適用される法令は、本書 16 頁に掲載の表 2-1：関連法令一覧のとおりである。

史跡とほぼ同様の範囲に適用されるものとしては、「歴史環境保全地域」に適用される「東京都における自然の保護と回復に関する条例」及び「景観基本軸」に適用される「東京都景観条例」がある。その他の法令の適用状況は、名勝も含め部分的である。

なお、史跡の隣接地や暗渠上部等指定範囲外については、都市公園法が適用されている区域が断続的に分布している。



指定区域名												
史跡「玉川上水」	○	○	○		○	○	○	○	○			○
名勝「小金井（サクラ）」							○	○				
玉川上水風致地区					○	○	○					
都市計画玉川上水緑地			○								○	
都市計画多摩川緑地	○											
都立羽村草花丘陵自然公園	○											
玉川上水歴史環境保全地域	○	○	○		○	○	○	○	○			○
玉川上水景観基本軸	○	○	○		○	○	○	○	○			
水道原水導水路	○	○	○		○							
都市公園「都立玉川上水緑道」												

(以示す部分) は、史跡指定範囲外

図 2-8: 法令適用パターン

表 2-1: 関連法令一覧

指定区域名 (指定年)	根拠法令	指定区域	制限行為・基準等の内容	許可/ 届出	所管
史跡「玉川上水」 (平成 15 年指定)	文化財保護法	羽村取水口から四谷大木戸の開渠区間	史跡名勝天然記念物に関してその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為	許可	文化庁
名勝 「小金井(サクラ)」 (大正 13 年指定)	文化財保護法	小川水衛所跡から境橋	史跡名勝天然記念物に関してその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為	許可	文化庁
風致地区 「玉川上水風致地区 (第 2 種)」 (昭和 37 ~ 38 年指定)	都市計画法 東京都風致地区条例	立川市松中橋から小金井市新小金井橋付近まで中心から 10 ~ 50m の地域 (一部、左右岸で幅員が異なる)	宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更、木竹の伐採、土石類の採取、水面の埋立て又は干拓、建築物その他の工作物の新築、改築、増築又は移転、建築物等の色彩の変更、屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積	許可	東京都 都市整備局 東京都 建設局
都市計画緑地 「玉川上水緑地」 (昭和 32 年指定、平成 16 年最終変更)	都市計画法	杉並区和泉浄水場から三鷹市萬助橋まで福生市熊川	建築物の規制	許可	東京都 都市整備局
都市計画緑地 「多摩川緑地」	都市計画法	福生市、羽村市	建築物の規制	許可	東京都 都市整備局
自然公園 「都立羽村草花丘陵 自然公園」 (昭和 28 年指定)	自然公園法 東京都自然公園条例	羽村取水口から旧砂利線橋	工作物の新築、改築、増築。特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。広告物の掲出、設置された工作物等への広告の表示。水面の埋め立て、干拓。鉱物の掘採、土石の採取。土地の形状の変更	届出	東京都 環境局
「玉川上水歴史環境 保全地域」 (平成 11 年指定、平成 14 年区域拡張)	東京における自然の保護と回復に関する条例	玉川上水路の羽村取水口から四谷大木戸まで東京都水道局所管管理用地のうち開渠部分	建築物その他の工作物の新築、改築、土地の形質の変更、土石の採取、木竹の伐採等	許可	東京都 環境局
「玉川上水景観基本軸」 (平成 9 年指定)	東京都景観条例	羽村取水口から浅間橋までの区間の玉川上水の中心から両側それぞれ 100m の地域	条例及び同施行規則で定める特定行為 (建築物の新築、増築、改築又は移転、土石の採取または鉱物の掘採、玉川上水を横断する工作物の設置等)	届出	東京都 都市整備局
水道原水導水路	水道法	羽村取水口から小平監視所まで	< 施設基準 > 導水施設は、必要量の原水を送るのに必要なポンプ、導水管その他の設備を有すること		東京都 水道局
都市公園 「都立玉川上水緑道」 (昭和 56 年開園) ほか	都市公園法	都立玉川上水緑道は三鷹市牟礼橋から福生市平和橋まで約 23.8km。その他市区が設置した都市公園	公園施設以外の工作物その他の物件や施設を設置して都市公園を占有する場合は公園管理者の許可が必要	許可	東京都 建設局

玉川上水景観基本軸は、平成 19 年 4 月 1 日から景観法に基づく東京都景観計画に位置付けられる。

管理区分

玉川上水に係る機関については次のとおりである（史跡に隣接する玉川上水路用地内に関わる管理者及び管理区分については、附属資料4：玉川上水管理区分図参照）。

表 2-2: 関係機関（史跡指定範囲内（東京都水道局を除く））

施設・遺構等		関係機関等
分水施設	分水口・分水堰	各分水路管理者
通船関連施設・遺構	船着場跡	（地元市指定文化財）地元市教育委員会
近代水道関連施設	サイフォン式交差部	東京都建設局
その他の施設等	橋梁	（国道）国土交通省関東地方整備局東京国道事務所
		（都道）東京都建設局各建設事務所
		（区市道）区市道路部局、都市計画部局
		（都市計画道路）東京都都市整備局
	横断管路	（ガス、電気等）各事業者
	石碑類	各所有者
	柵等	東京都建設局など
名勝関連	ヤマザクラ並木	東京都教育庁
	記念碑等	区市文化財担当（指定文化財の場合）など
植生等	植栽木	地元市、寄贈者など
	植生	東京都環境局（歴史環境保全地域） 玉川上水緑の保全事業都・区市連絡協議会登録住民団体など

表 2-3：関係機関（史跡指定範囲外（玉川上水路用地内））

施設・遺構等		関係機関等
水路	暗渠区間上部	国土交通省関東地方整備局東京国道事務所（国道 20 号） 東京都建設局各建設事務所（環状七号線ほか） 区市都市公園部局
その他水路に付加された要素	橋梁	国土交通省関東地方整備局東京国道事務所 東京都建設局各建設事務所 区市道路部局など
	清流復活関連施設	東京都環境局
名勝関連	記念碑等	区市文化財担当（指定文化財の場合） 各所有者
散策路等	都立玉川上水緑道	東京都建設局
	その他散策路等	東京都環境局（自然公園歩道） 区市都市公園部局、道路部局など 地元ボランティア活動団体など（緑道等の維持管理関係）
その他社会的要素	横断管路	（ガス、電気等）各事業者
自然的要素	名勝以外のサクラ並木、植栽木	東京都建設局（緑道） 東京都環境局、地元市（自然公園ほか） 民間団体寄贈者等
	植生	東京都環境局（歴史的環境保全地域内） 地元自然環境保全活動団体など

3 玉川上水の価値

玉川上水の特徴（歴史的価値）及び現況を踏まえ、価値を整理すると次のとおりである。

（１）近世の優れた水利技術が今も生き続けている「土木施設・遺構」

近世の優れた水利技術を現す状況がよく残されている。

- ・羽村取水口から四谷大木戸まで、一部の暗渠区間を除き長大な自然流下の水路が残存している。
- ・歴史とともに形状は変化しているが、一部は素掘り開渠の状態に残されている。

現在も水路として機能している。

- ・上流部は、東京都水道事業の重要な水道原水導水路として機能している。
- ・中流部は、清流復活事業として、下水の高度二次処理水が通水され、水路機能が維持されている。

近世から近代に至るまで多用途に活用され、江戸・東京の発展を支えてきた施設・遺構が残されている。

- ・近世に武蔵野台地の新田開発の農業用水、生活用水として分水した施設・遺構が残存している。
- ・近代水道として活用された施設・遺構が残存している。
- ・通船事業に活用された遺構が残存している。

（２）地域と共存してきた水と緑の空間

近世に堤の空間を利用して植栽されたヤマザクラが、名勝として残されている。

武蔵野らしい雑木林等から成る空間が、現代では散策・憩いの場として活用されている。

文学作品等に登場する武蔵野の風情が今も残され、錦絵や観光絵はがき等に名勝「小金井（サクラ）」の風景が描かれているほか、武蔵野を代表する風景として写真集等にも登場するなど都民に親しまれている。

水路沿いに連続する緑地帯が、市街地内の貴重な緑地空間を形成している。

第3章 基本的な考え方

1 目標

玉川上水は、近世に開削されてから今日まで多用途に活用されて江戸・東京の発展に寄与するとともに、様々な歴史的価値を有している。また、小金井サクラのヤマザクラ並木も玉川上水とともに近世から現代を通じて花見の名所として優れた景観を呈してきた。こうした史跡「玉川上水」と名勝「小金井（サクラ）」を確実に保存し、適切な管理を行うため、保存管理の目標を次のとおり設定する。

< 保存管理の目標 >

今日まで残されてきた近世及び近代の「土木施設・遺構」を、良好な状態で将来に継承する。また、一部で水道原水導水路として活用されている機能が、適切に維持されるよう将来に継承する。

玉川上水は、近世の優れた水利技術によって、自然流下による素掘り開渠の状態が開削された導水路であり、農業用水としての機能を有したほか、通船、近代水道としても活用されてきた。こうした事実を示す分水口等の歴史的価値を有する「土木施設・遺構」について、周辺との調和に配慮しつつ、良好な状態で維持し後世に継承することを目指す。

また、多摩川の水を羽村取水口から取水し、四谷大木戸まで上水として連続して導水をしていたことなどの歴史的価値を踏まえ、国民共通の財産として親しまれ、適切に活用を図ることを志向する。

玉川上水の水辺環境と一体となった「ヤマザクラ並木の美しい景観」を、将来に継承する。また、憩いの空間として国民に親しまれる場を将来に継承する。

多様なヤマザクラの品種を将来にわたり継承する。また、玉川上水の水辺環境と一体となった、並木状のヤマザクラの大木から成る美しい景観を保全する。

さらに、近世から花見の名所として親しまれてきた小金井サクラのヤマザクラ並木を適切に継承するために、堤上を散策しながら観賞できる憩いの空間としての活用を図る。

2 史跡「玉川上水」と名勝「小金井（サクラ）」の保存管理

目標の具現化を図るため、史跡「玉川上水」と名勝「小金井（サクラ）」の保存管理についての具体的な内容を定めるに当たり、基本的な考え方を次のとおり設定する。

< 基本的な考え方 >

現状維持を基本として、史跡としての適切な保存を図る。

(1) 土木施設・遺構の保存管理

「近世の水利技術が今も生き続けている土木施設・遺構」を適切に管理し、後世に継承する。

目的の継承

江戸・東京の市街地へ上水を供給してきた上流部については、原水導水機能を適切に継承するとともに、施設の維持管理や緊急補修等に際しては、原水運用の支障とならないよう保存管理を行う。

また、清流復活事業による下水の高度二次処理水が通水されている中流部については、現状の水路機能を維持するため、地域特性に応じた保存管理を行う。

土木施設・遺構の保存

自然流下による長大な素掘り開渠として開削された導水路を、「土木施設・遺構」として適切に保存するため、開渠の区間について、良好な状態で現状を維持する。法面の崩壊している箇所や、その危険性が高い箇所及び洗掘が見られる箇所では、景観や環境の保全に配慮しつつ、適切な処理により良好な状態に修復し継承を図る。

都市の発展にかかわる要素の保存・調和

新田開発を促し、江戸・東京の都市形成と発展に重要な役割を担った分水口等の「土木施設・遺構」について、良好な状態で現状を維持する。

(2) 環境の保全

「土木施設・遺構」と一体となって地域と共存し調和してきた「快適な水と緑の空間」を適切に管理し、後世に継承する。

快適な水と緑の保全

「土木施設・遺構」と一体となって「快適な水と緑の空間」として親しまれている環境を適切に保全するため、景観等に配慮し維持管理を行う。

ただし、ケヤキを中心とする樹木が、中流部以下への水道原水の通水停止後に自生し、約40年間で急速に成長してきたことや、今後も著しい成長が見込まれることを考慮すると、特に遺構に影響を及ぼしたり、法面の崩壊の危険性を増したりするような負荷を与えている樹木については、伐採等を計画する。

名勝「小金井(サクラ)」の保存

名勝「小金井(サクラ)」は、近世から花見の名所として親しまれ、名勝に指定されているため、ヤマザクラを中心とする並木の保存を優先する。

現在、サクラを被圧しているケヤキを中心とする樹木については、今後も著しい成長が見込まれ、将来的にもサクラに影響を及ぼす可能性が大きいので、剪定や伐採による管理を行う。また、樹勢が衰えているヤマザクラは後継樹を育成し更新する。

(3) 土木施設・遺構の公開・活用

多くの人々が貴重な「土木施設・遺構」との触れ合いを通じて保存への理解を深められるよう、活用を推進する。

通水による活用

導水路として開削された「土木施設・遺構」であることを伝えるため、水道原水導水路としての機能や清流復活事業による通水を維持し、水路を活用する。なお、水道原水導水路として機能している区間では、衛生面や安全性に十分配慮する。

見せる工夫

素掘りの開渠等が良好に残されている状況や保存されている姿を、一般に見ることができるよう工夫を行い、貴重な「土木施設・遺構」について、多くの人々が理解を深められるよう、活用を図る。

触れ合いや体験の機会提供

人々が親しみを持ち、地域と共存できるよう、「土木施設・遺構」の保存や導水機能に支障のない範囲で活用を図る。

情報の発信

玉川上水の価値について、広く国民に知らせ、保存について国民の理解を深めていくため、情報発信の工夫と充実を図る。

3 周辺環境の保全

史跡「玉川上水」と名勝「小金井（サクラ）」の保存を確実なものにするため、多くの関係機関とともに、周辺環境の保全に努めることが望まれる。周辺環境の保全について、基本的な考え方を次のとおり設定する。

< 基本的な考え方 >

- ・ 史跡「玉川上水」と名勝「小金井（サクラ）」を適切に保存管理するため、史跡指定範囲外の玉川上水路用地についても現況を踏まえつつ、適切に管理されるよう関係機関に働き掛ける。
- ・ 玉川上水路用地以外に存在する、導水路に関連した「土木施設・遺構」及び周辺の発展に重要な役割を果たしている橋梁についても、史跡「玉川上水」と名勝「小金井（サクラ）」の適切な保存との整合を図るよう、関係機関に働き掛ける。

第 4 章 保存管理

1 基本方針

史跡「玉川上水」と名勝「小金井（サクラ）」を適切に保存していくため、保存管理の基本方針を次のとおり設定する。

（１）区間別特性を踏まえた保存管理の実施

玉川上水は東西に長大であり、その特性が場所（区間）によって異なるため、土木施設・遺構の利用状況や残存状況、土地利用の状況等を踏まえ、区間を区分した上で、それぞれの特性に応じた保存管理方法を設定し、実施する。

（２）玉川上水を構成する要素の明確化

史跡「玉川上水」と名勝「小金井（サクラ）」の価値を構成する諸要素（以下、「史跡を構成する要素」という）を抽出するとともに、それに密接に関連する要素を明らかにする。

（３）構成要素の適切な保存管理方法の具体化

史跡「玉川上水」と名勝「小金井（サクラ）」の価値の保存を図るため、「史跡を構成する要素」の特性や現状を踏まえた保存管理方法を検討し、具体化を図る。

（４）史跡と名勝の現状を変更する行為の明確化と取扱基準の設定

予想される各種の現状変更や保存に影響を及ぼす行為に対して、法令に基づいた適切な管理を実施していくための、現状変更の取扱方針と具体的な取扱基準を設定する。

（５）史跡と名勝の保存のための周辺環境保全の推進

史跡指定範囲内の歴史的価値の保存を図っていくために、周辺環境の保全に向けて、関係機関へ働き掛け、史跡指定範囲内の歴史的価値への影響の軽減や、周辺地域に分布する玉川上水に関連する遺構等の保全を図る。

2 区間設定

史跡「玉川上水」において、その特徴（歴史的価値）と現況の特性に基づき、次のとおり区間を設定する。

表 4-1：区間とその特性

区 間	特 性
上流部 〔羽村取水口～小平監視所〕	開削当初からの取水・原水導水機能が残存している。 護岸整備や拡幅等により水路や法面は改変されている。 法面や斜面の植生は主として樹林や草地である。 一部、道路や宅地等に隣接する。
中流部 〔小平監視所～浅間橋〕	開削当時の素掘り開渠が残存するが、法面崩壊の可能性がある。 原水導水路としての機能は喪失し、排水路となっているが、清流復活事業により下水の高度二次処理水が通水されている。 雑木林等が緑地帯として良好な自然環境を形成している。
名勝指定区間 〔小川水衛所跡～境橋〕	ヤマザクラの並木が残存している。 水路沿いのケヤキ等が繁茂し、サクラを被圧している。 樹勢低下等により花見の名所は衰退している。
下流部 〔浅間橋～四谷大木戸〕 (ただし、開渠区間のみ)	暗渠化により開渠区間は3箇所のみとなっている。 排水路として位置付けられているが、導水路としての機能は喪失し、通水されていない。 護岸や法面は改修され、草地法面は植樹されている。 道路や宅地等に隣接する。



図 4-1：区間設定図

3 構成要素

史跡を構成する要素は、史跡指定範囲内に存在する、次の5点とする。

「水路」「法面」「分水口」「名勝『小金井（サクラ）』のヤマザクラ並木」「植生」

これらを含め、史跡指定範囲外までも対象とした地域に分布する玉川上水にかかわる要素を整理すると、次のとおりである。なお、土木構造物に関する各要素には地下遺構も含む。

表示凡例： 史跡指定範囲内に存在する要素
 下線 現存しない要素
 太字 史跡を構成する要素
 ※ 一部、史跡指定範囲外に存在するものがある構成要素

(1) 土木構造物に関する要素

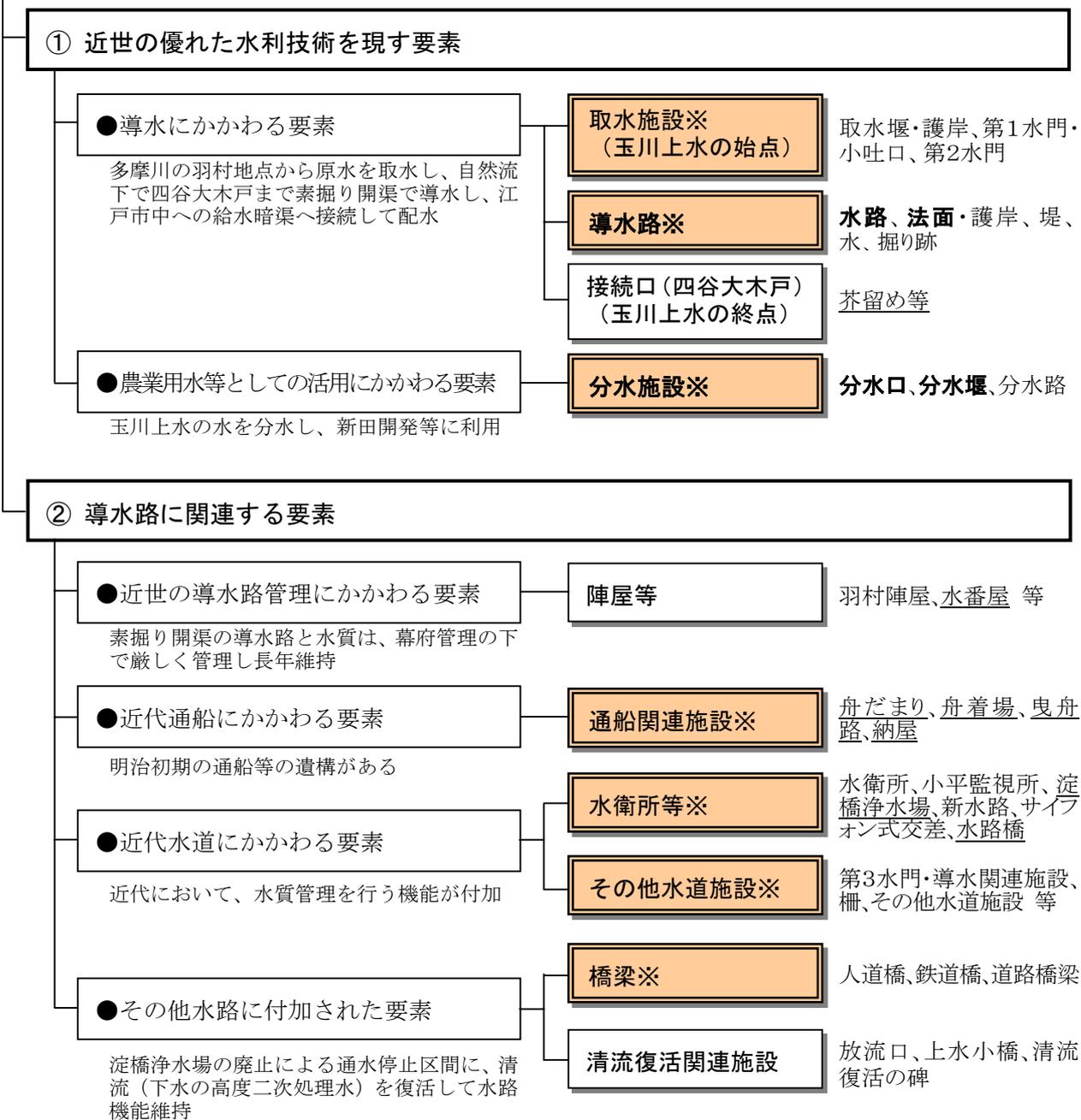
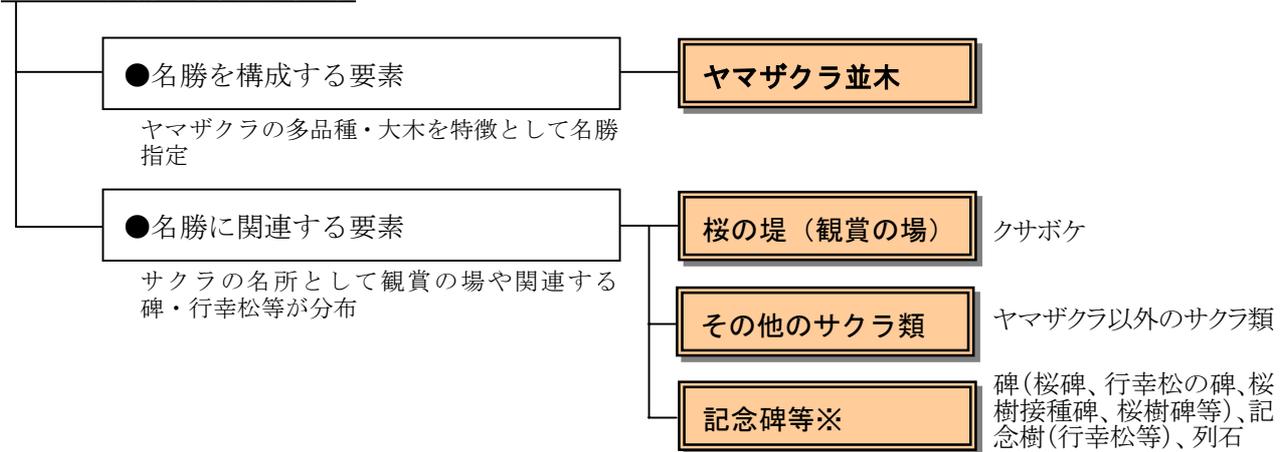


図 4-2 : 構成要素 (その 1)

(2) 名勝に関する要素



(3) 地域と共存する水と緑の空間・環境に関する要素

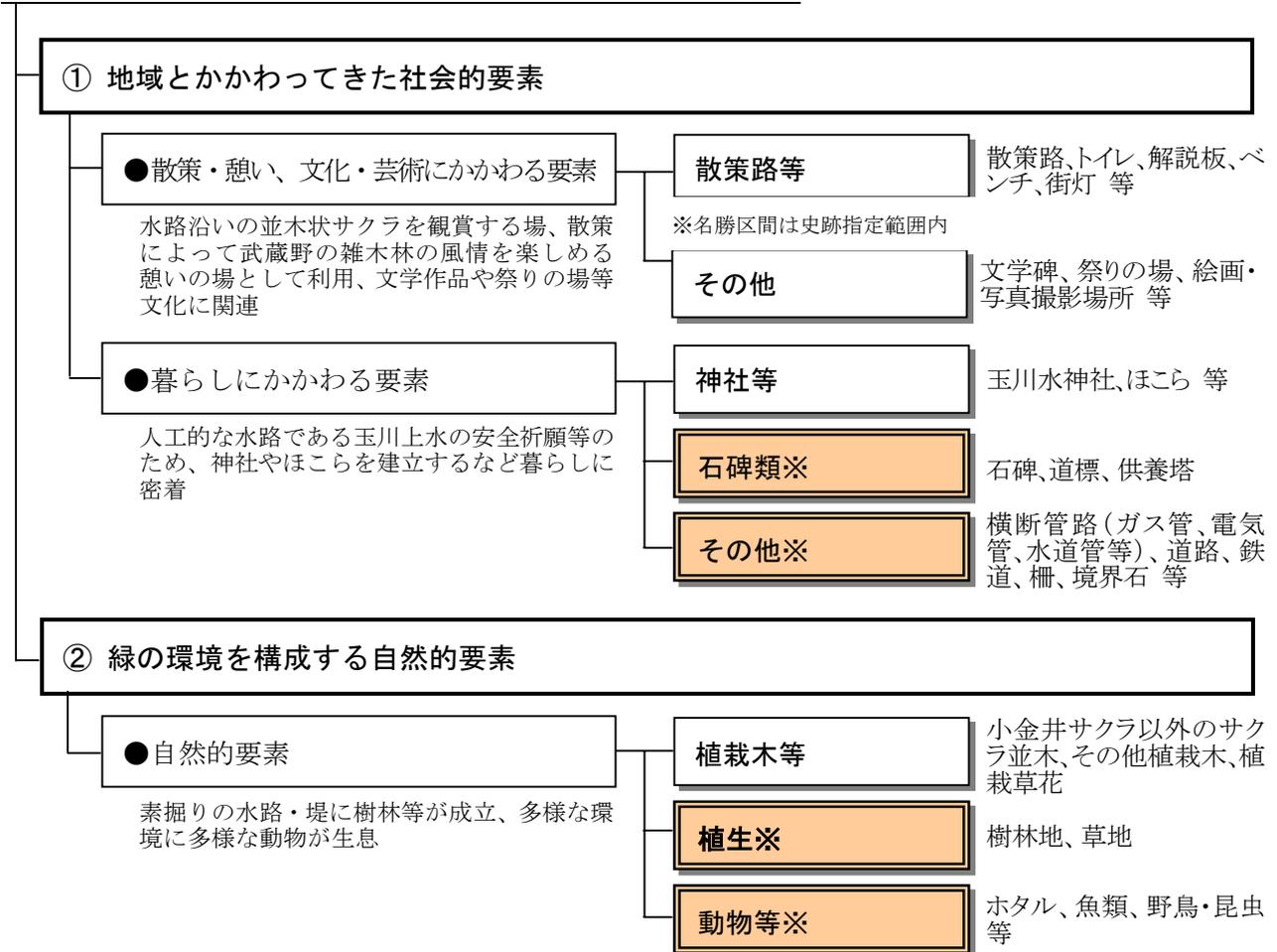


図 4-3 : 構成要素 (その 2)

(附属資料 5 : 玉川上水にかかわる構成要素の変遷参照)

4 保存管理の方法

史跡「玉川上水」と名勝「小金井（サクラ）」の保存管理については、その対象を明らかにした上で、保存管理の方法を設定する。さらに区間及び構成要素ごとに、具体的な保存管理の方法を設定する。

(1) 対象

保存管理は、史跡を構成する要素に加え、史跡指定範囲内に存在する全構成要素（地下遺構を含む）を対象とする。

(2) 方法の分類

史跡「玉川上水」と名勝「小金井（サクラ）」は、ともに経年変化し、「手入れ」をしながら継承されてきた特性を有している。従って、保存管理は、凍結保存ではなく、将来予測される変化等を念頭に置き、手を加えながら価値の保存を図ることとし、次の方法により行う。

表 4-2：保存管理方法の分類

分類	内容	備考
維持管理	き損・破損や劣化を防ぎ、現状を維持する。	
復旧（修理）	き損や劣化した箇所を、原状に戻す（復旧する）。	史跡を構成する要素（水路、法面、分水口、名勝「小金井（サクラ）」のヤマザクラ並木、植生）のみを対象に実施
改良	き損・破損や劣化を防止し、活用に資する状態へ改良するために計画的に整備を図る。	
ア 改良 （保存整備）	史跡・名勝の価値に影響を与えている要因を取り除くことにより、き損・破損・劣化を未然に防ぐとともに、保存すべきより良好な姿（目標像）を取り戻して価値の向上を図る。	
イ 改良 （活用整備）	公開活用のため、より積極的に史跡・名勝としての価値の向上につながる整備を図る。	

「改良（活用整備）」の方法は、「第5章整備活用」に示す。

保存管理は、次のとおり実施する。

維持管理

- ・ き損・破損や劣化防止のために必要な日常的な「維持管理」は、継続的に実施する。
- ・ 形状や素材等の原状を変更しないよう留意する。
- ・ き損・破損や劣化している箇所を復旧した後は、その状態を維持するよう管理する。

復旧（修理）

- ・ き損や劣化した場合は、き損や劣化前の状態（原状）に戻すことを基本とする「復旧（修理）」の措置を講じ、史跡や名勝としての機能を回復する。
- ・ 形状や素材、景観などを原状と同じ状態に戻すことを基本とし、他の構成要素との共存が困難にならないよう配慮する。
- ・ 原則として、き損又は劣化している箇所が発見された時点で実施する。箇所数が多い場合は、史跡や名勝保存上の必要性や安全性を優先し、必要性の高い箇所から実施する。
- ・ 地形改変は最小にとどめることを基本に、周辺との連続性、安定性、持続性に配慮し実施する（恒久的工事や規模の大きなものは「改良（保存整備）」として実施する）。

改良

ア 改良（保存整備）

- ・ 復旧（修理）の措置では対応が困難な状況であった場合や、将来価値を損ねる可能性がある場合に実施する。
- ・ き損・破損や劣化箇所の現状及び価値を踏まえて、区間ごとの保存すべき良好な姿（目標像）への回復を目指して整備する。
- ・ 地形改変は最小にとどめることを基本に、史跡や名勝への影響に留意しながら、周辺の景観と調和し、連続性、安定性、持続性に優れた方法を検討し実施する。方法は、あらかじめ目標像実現にふさわしい方法として検討されたものから選定する。
- ・ 実施に当たっては、周辺景観との調和に留意する。
- ・ 改良の措置後は、必要に応じて事業主体が施工後のモニタリング調査及びその解析・評価等を実施する。

イ 改良（活用整備）

- ・ 玉川上水の歴史的な価値の普及を図るため、視覚的な再現や活用施設の新設整備等を検討する。
- ・ 利用者が安全で快適に玉川上水の歴史的価値に接することができるよう、歩行者空間の整備や柵のデザインの統一等を検討する。
- ・ 公開・活用によって利用者が集中し、史跡や名勝としての価値が低下しないよう十分に配慮する。

その他の方法

地下遺構の保存管理及び緊急時の措置については、次の方法により実施する。

ア 地下遺構の保存管理

- ・ 史跡指定範囲内で事業を行う場合、計画・設計段階で事前に十分な情報収集を行い、必要に応じて試掘などにより、有無を確認する。
- ・ 地下遺構が発見された場合は、学術的な調査等を実施し記録する。また、検討成果を踏まえて保存管理の方針を関係機関で協議・調整のうえ、原則として、埋戻しにより原状を保存する。

イ 緊急時の措置

- ・ 災害による損壊等の非常時には、史跡・名勝の保存及び機能の維持に配慮し、応急措置を実施する。

(3) 区間別・構成要素別保存管理方法

各要素の保存管理は、「現状維持を基本とし、史跡としての適切な保存を図る」ことを目標に、本書 30 頁に掲載の表 4-3：保存管理方法（全区間共通）に示す方法により実施する。

また、前述の目標・方法に加え、区間ごとの「現状と特性」を踏まえて設定した、区間別の保存管理方針の具現化を図るため、本書 32 頁に掲載の表 4-4：区間別保存管理方法に示す方法により実施する。

なお、実施に当たっては表 4-4：区間別保存管理方法の緑色部分に重点を置くこととする。改良（活用整備）については、「第 5 章 整備活用」で示す。

表 4-3 : 保存管理方法 (全区間共通)

		上 流 部 (羽村取水口 ~ 小平監視所)	中 流 部 (小平監視所 ~ 浅間橋)
現状と特性		近世の優れた水利技術を現す状況がよく残されている 現在も水路として機能している 近代水道、近世において農業用水や生活用水等として活用 史跡に隣接する区域を含めて多くの区間が樹林に覆われて	
全体方針		現状維持を基本として、史跡 「近世の水利技術が今も生き続けている土木施設・遺構」 「土木施設・遺構」と一体となって地域と共存し調和して	
方向性		< 全区間共通 > ・「水路」及び「自然的要素(植栽木・植生)」 ・水路等の「土木施設・遺構」と「植生」との調	
保存管理方法 (全区間共通)	維持管理	< 水路 > 日常的な補修、応急措置 水路清掃 廃棄物処理 水路内植物の除去(シュロ、アオキ等)	< 自然的要素(植栽木等・植生) > 枯損木・倒木処理、支障枝剪定 枯枝清掃 ツル切り、下刈り 草刈り
	復旧(修理) 史跡・名勝を構成する要素のみ対象	< 水路 > 法面き損箇所の木柵工等による応急的措置 崩壊土砂の除去	< 自然的要素(植栽木等・植生) >
	改良(保存整備) 改良(活用整備)は「第5章 整備活用」で検討	< 水路 > 法面・護岸の改修・補修	< 自然的要素(植栽木等・植生) > 法肩部樹木の伐採・抜根 サクラ並木の更新(抜根、植栽)

<p style="text-align: center;">名勝指定区間 (小川水衛所跡～境橋)</p>	<p style="text-align: center;">下流部 (浅間橋～四谷大木戸) 史跡指定範囲は開渠区間のみ</p>
---	--

され、江戸・東京の発展を支えてきた土木施設・遺構が残されている
いる

としての適切な保存を図る
を適切に管理し、後世に継承する
きた「快適な水と緑の空間」を適切に管理し、後世に継承する

の保存管理を中心に実施
和を図りながら保存管理

<その他の構成要素>
(分水口、近代水道関連要素(スクリーン等)、橋梁、石碑類、横断管路等社会的要素)
保守点検、日常的な補修、応急措置
清掃

<その他の構成要素(分水口)>
き損箇所の応急的措置

<その他の構成要素>
(分水口、近代水道関連要素(スクリーン等)、橋梁、石碑類、横断管路等社会的要素)
施設更新のための改修・補修・撤去

表 4-3 : 区間別保存管理方法

		上流部 (羽村取水口～小平監視所)	中流部 (小平監視所～浅間橋)
現状と特性		開削当初からの取水・原水導水機能が残存 護岸整備・拡幅等により水路・法面は改変 法面や斜面は樹林や草地	開削当時の素掘り開渠が残存するが、法面 崩壊の可能性あり 原水導水路としての機能は喪失(清流復活 事業・排水路) 緑地帯として良好な自然環境を形成
まとめ		導水路には護岸が整備され、法面も安定している	法面崩壊の可能性が高く、また樹木が密に繁茂している
区間別保存管理方針		水道原水導水路機能の 確実性を担保	水路の遺構と樹林 との共生に配慮
方向性		『維持管理』を主に保存管理	き損・劣化箇所の『復旧(修理)』と 『改良(保存整備)』を主に保存管理
保存管理方法(全区間共通)	維持管理	水道原水導水路機能と遺構を良好な状態で維持するための維持管理 < 導水路 > 水路の維持管理 (特に、芥揚げ、浚渫等、水道原水導水路維持に必要な管理)	水路の遺構と樹林を良好な状態で維持するため、主として、植生の維持管理 < 自然的要素(植栽木等・植生) > 日常的な樹林の手入れ (日常的な剪定 等)
	復旧(修理) 史跡・名勝を構成する要素のみ対象	共通事項を実施	き損・劣化が生じた箇所は、水路機能の維持のための復旧(修理) < 水路 > 素掘り水路のき損箇所の応急的措置 (土のう等による)
	改良(保存整備) 改良(活用整備)は「第5章 整備活用」で検討	共通事項を実施	主として、水路機能と遺構の維持に影響を及ぼす可能性がある状況の改良(保存整備) < 水路 > オーバーハング状法面の崩壊防止の整備 < 自然的要素(植栽木等・植生) > 過密な樹林の除間伐 (高木伐採)

<p>名勝指定区間 (小川水衛所跡～境橋)</p>	<p>下流部 (浅間橋～四谷大木戸) 史跡指定範囲は開渠区間のみ</p>
<p>ヤマザクラの並木が残存 樹勢低下等により花見の名所は衰退 水路沿いのケヤキ等が繁茂し桜を被圧</p>	<p>暗渠化により開渠は3箇所のみ残存 導水路としての機能は喪失、通水なし 水路・法面は改修され草地法面に植樹</p>
<p>ヤマザクラの樹勢と並木景観の連続性が衰退している</p>	<p>一部において法面崩壊等の可能性がある</p>
<p>ヤマザクラの樹勢と 並木の美観を回復し維持</p>	<p>自然流下の特性や 開渠の状態を維持</p>
<p>『復旧(修理)』及び 『改良(保存整備)』を推進</p>	<p>き損・劣化箇所の『復旧(修理)』 を主に保存管理</p>
<p>ヤマザクラの生育を良好に保つための維持管理 ＜小金井桜＞ ヤマザクラの維持管理 (特に、生育維持に必要な管理) ヤマザクラを被圧する樹木の剪定</p>	<p>共通事項を実施</p>
<p>ヤマザクラの生育や並木景観の回復 ＜小金井桜＞ 傾いたり、折損したりしたヤマザクラの応急的な 措置</p>	<p>き損・劣化が生じた箇所についての復旧(修理) 共通事項を実施</p>
<p>ヤマザクラの生育や並木景観の維持に影響を与えて いる状況の改良(保存整備) ＜小金井桜＞ ヤマザクラ更新のための植栽 ヤマザクラ生育回復のための土壌改良 ＜桜の堤(散策路等)＞ 舗装等の改良 ＜自然的要素(植栽木等・植生)＞ ヤマザクラを被圧する樹木の伐採</p>	<p>共通事項を実施</p>

5 現状変更の取扱い方針と取扱い基準

予想される各種の現状変更や保存に影響を及ぼす行為に対して、法令に基づいた適切な管理を実施していくための現状変更の取扱い方針と具体的な取扱い基準を次のとおり設定する。

(1) 現状変更の取扱い方針

史跡「玉川上水」と名勝「小金井(サクラ)」の保存管理では、原則として現状変更は認めないこととするが、次のような事由を考慮し、現状変更が可能な場合を定め、それらの取扱い方針を設定する(附属資料8:現状変更等に係る行為に対する許可等の取扱い方針一覧、附属資料9:文化財保護法等に係る規定参照)。

<現状変更が必要な事由>

- ・水道原水導水路機能を含む水路機能を維持する必要がある。
- ・史跡と名勝の価値と共存を図りつつ、これまで行われてきた日常的な維持管理行為を、今後も継続していくことが必要である。
- ・史跡と名勝の価値の向上に資する行為「改良(保存整備・活用整備)」も必要と考えられる。
- ・公益上必要な施設等(道路や橋梁、植生等)があり、新設計画も存在する。

<現状変更に係る行為に対する許可等の取扱い方針>

史跡と名勝の保存に係る「維持管理」は、許可・届出を必要としない行為と捉え、継続できるようにする。

玉川上水は開削以降、今日まで水路としての機能を担ってきており、貴重な価値がある。とりわけ、上流部においては現在も水道原水導水路として機能している。その機能も維持し、史跡「玉川上水」と名勝「小金井(サクラ)」の価値を保存するため、維持管理を今後も継続できるようにする。

ア 水路機能維持のための管理行為

- ・水路の維持管理(芥揚げ・水路清掃・浚渫・水路内の土砂等堆積物や植物(シュロ、アオキ等)の除去)等
- ・分水施設の手動バルブの保守点検・日常的な補修等

イ 小金井サクラのための管理行為

- ・ヤマザクラの剪定、添え木等の設置、病虫害防除、清掃、施肥等

ウ その他の維持管理行為

- ・水衛所跡、第2水門、スクリーン等の近代水道関連施設における日常的な補修、清掃等
- ・橋梁の日常的な補修(塗装の同系色での塗替を含む)、橋面や高欄が破損した場合の応急措置、橋面清掃、保守点検等
- ・横断管路等の日常的な補修(塗装の同系色での塗替を含む)、破損した場合の応急措置等
- ・柵や境界石等、管理施設の日常的な補修(塗装の同系色での塗替、同材かつ同基礎位置

- (同じ深さ)での一部取替を含む)、破損した場合の応急措置等
- ・街灯やカーブミラーの清掃、保守点検等
- ・標識・信号機等の日常的な補修(塗装の同系色での塗替、同材かつ同基礎位置(同じ深さ)での一部取替を含む)、破損した場合の応急措置等
- ・植栽木等(サクラ並木、その他の植栽木、植栽植物)の枯損木伐採、倒木・落枝等の除去、支障枝剪定、植栽木刈込み、サクラの病虫害防除等
- ・植生(樹林地)の日常的な手入れ(枯損木・倒木処理、支障枝剪定・枯枝清掃)、ツル切り、下刈り、植生(草地)の草刈り等

エ 非常災害時に必要な応急措置

- ・地震や豪雨等の非常災害時に、構成要素のき損や滅失を未然に防止するため行う応急的な措置

史跡と名勝の価値を継承するための「復旧(修理)」は、届出による対応で、許可を必要としない行為と捉え、史跡と名勝の保存に影響のない範囲で行う。

き損や劣化している箇所を原状に戻すための復旧(修理)については、史跡と名勝の保存に影響のない範囲で取り組むことができるようにする。

ア 水路機能維持のための復旧(修理)

- ・水路内の崩壊土砂の除去、漏水箇所や法面・護岸の崩壊・洗掘箇所における木柵工・土のうでの応急的な措置と盛土による原状復旧(修理)
- ・分水施設の崩壊(今も分水機能がある場合には、設備の不備により分水機能に支障を来している場合を含む)や老朽化した箇所における原状復旧(修理)
- ・法面・護岸保護工施工箇所のき損・劣化箇所における原状復旧(修理)等

イ 小金井サクラのための復旧(修理)

- ・傾いたり折損したりしたヤマザクラの応急的な措置

き損や劣化防止のための「改良(保存整備)」と、史跡と名勝の活用に資する「改良(活用整備)」は、許可を得る必要がある行為と捉え、史跡と名勝の価値と共存を図ることを前提に、関係機関と協議を行い、許可を得る。

崩壊等を未然に防ぐために実施する護岸改修等の保存整備と、史跡と名勝の整備活用のために必要な施設(柵、解説板等)の整備は、史跡と名勝の価値との共存を図ることを前提に、整備の実施について、事業主体は、文化庁、都、区市等の関係機関と協議をしたうえで、許可を得る。

ア 水路の改修

- ・法面・護岸の崩落防止のための整備や、活用に資する再現のための整備等

イ 小金井サクラのための保存整備

- ・ヤマザクラ更新のための植栽
- ・枯死したヤマザクラの伐採や抜根等

- ・ ヤマザクラの生育回復のための土壌改良
- ウ 史跡指定範囲内のその他施設における改良
 - ・ 第2水門、スクリーン等近代水道関連施設における導水路機能に支障を来す崩壊等に対応した補修等
 - ・ 石碑類の倒壊、基礎の劣化等を修復するための保存整備
- エ 建築物の新築・増築・改修・補修・撤去
 - ・ 活用に寄与する施設の新築（増築・改修・撤去）等
- オ 道路や橋梁の改修・補修・撤去（架け替えは に含む）
 - ・ 既存の道路・橋梁の老朽化等により必要となる改修・補修
 - ・ 公益上の機能を終え、必要性がなくなった道路・橋梁の撤去
- カ 横断管路や道路の附属物等の改修・補修・撤去（付け替えは に含む）
 - ・ 既存の横断管路、道路の附属物の改修・補修・撤去
- キ 史跡の管理や活用に必要な施設の新設・改修・補修・撤去
 - ・ 柵や境界石等の管理施設や解説板等、活用のために必要な施設の新設・改修・補修・撤去
- ク 植生における木竹等の伐採・抜根、及び植栽
 - ・ 史跡に影響を及ぼす危険性がある木竹等の伐採
 - ・ 上記と同一の理由による木竹等の抜根（除去）
 - ・ 活用のための樹木や草花等の植栽
 - ・ 草地の流亡等により裸地化した法面の草地への改良、衰退した貴重な植物の再生
- ケ 上記以外における、土地や水路の形状変更
 - ・ 学術調査を目的とした発掘調査等

公益上必要な施設に係る新規整備は、許可を得る必要がある行為と捉え、史跡と名勝の価値と共存を図ることを前提に、関係機関と協議を行い、許可を得る。

公益上必要な施設（道路や橋梁等）に係る新規整備は、史跡と名勝の価値と共存を図ることを前提に、整備の実施について、事業主体は、文化庁、都、区市等の関係機関と協議を行ったうえで、許可を得る。なお、大きな現状変更に関しては、学識経験者等で構成される委員会等を設置し、検討することが望ましい。

- ア 道路や橋梁の新設・架け替え（拡幅を含む）
 - ・ 公益上必要な道路・橋梁の新設や架け替え（拡幅を含む）等
- イ 横断管路や道路の附属物等の新設・付け替え
 - ・ 公益上必要なガス・電気・排水等の横断管路や標識・信号機等、道路の附属物、史跡保存のための解説板等の新設・付け替え

(2) 現状変更の取扱基準

取扱基準の設定

史跡指定範囲内での現状変更に係る行為を分類し、法的な手続きの必要性に応じて整理すると、各行為は次の手続きを行うことが求められる。なお、国の機関による現状変更は、文化庁長官の同意を得なければならない。

ア 史跡の保存管理に必要な行為

- 1) 「維持管理」———— 許可・届出の手続きを必要としない
- 2) 「復旧(修理)」———— 届出による対応で、許可を得る必要がない
- 3) 「改良(保存整備と活用整備)」———— 許可を得る必要がある

イ 公益上必要な施設に係る行為(本計画で具体的な保存管理方法を示していない事項)

- 1) 道路や橋梁の新規整備———— 許可を得る必要がある
- 2) その他(横断管路や道路の附属物の新設等)—— 許可を得る必要がある

本計画では、上記行為の中で、許可を得る必要がある行為について、次の観点に基づき、現状変更等の取扱基準を定める。

- ・文化庁長官の許可を得る必要がある現状変更(軽微な現状変更以外のもの)
- ・区市教育委員会の許可を得る必要のある、軽微な現状変更

現状変更の取扱に関する考え方は次のとおり整理できる。

表 4-5：現状変更の取扱一覧

史跡指定範囲内での行為分類	法的な手続き	手続き先	現状変更の取扱の考え方
ア 史跡の保存管理に必要な行為			
1) 維持管理	許可・届出の手続きは不要		「保存管理方法」で示した内容に準じた維持管理とし、取扱基準は設定しない
2) 復旧(修理)	き損届け・修理報告が必要	文化庁	
3) 改良			本計画で、現状変更等の取扱基準を設定する
保存整備	現状変更等の許可申請が必要	<現状変更(軽微な現状変更以外のもの)の場合> 文化庁	
活用整備	現状変更等の許可申請が必要	<軽微な現状変更の場合> 区市の教育委員会	
イ 公益上必要な施設にかかる新規整備	現状変更等の許可申請が必要	文化庁	

印： 手続きの流れは、区市の教育委員会が窓口となり、その後、東京都教育委員会を経て文化庁に、届出や許可申請書等が提出される。

注意 1) 「維持管理」や「復旧(修理)」で、保存管理方法に示した内容以外の行為を行う場合は、区市教育委員会に許可申請の必要性があるか確認する。

注意 2) 「復旧(修理)」の中で、水路・護岸の復旧(修理)については、史跡に影響を与えることなく、工事が可能な過去に実績のある工法とする。

実績のある工法以外で工事を行う場合は、「改良(保存整備)」と捉え、許可を得る。

許可申請に当たっては、所管の区市教育委員会に許可権限者を確認する。

注意 3) 「改良」で、現状変更が軽微な現状変更かの判断が困難な場合は、所管の区市教育委員会に確認する。

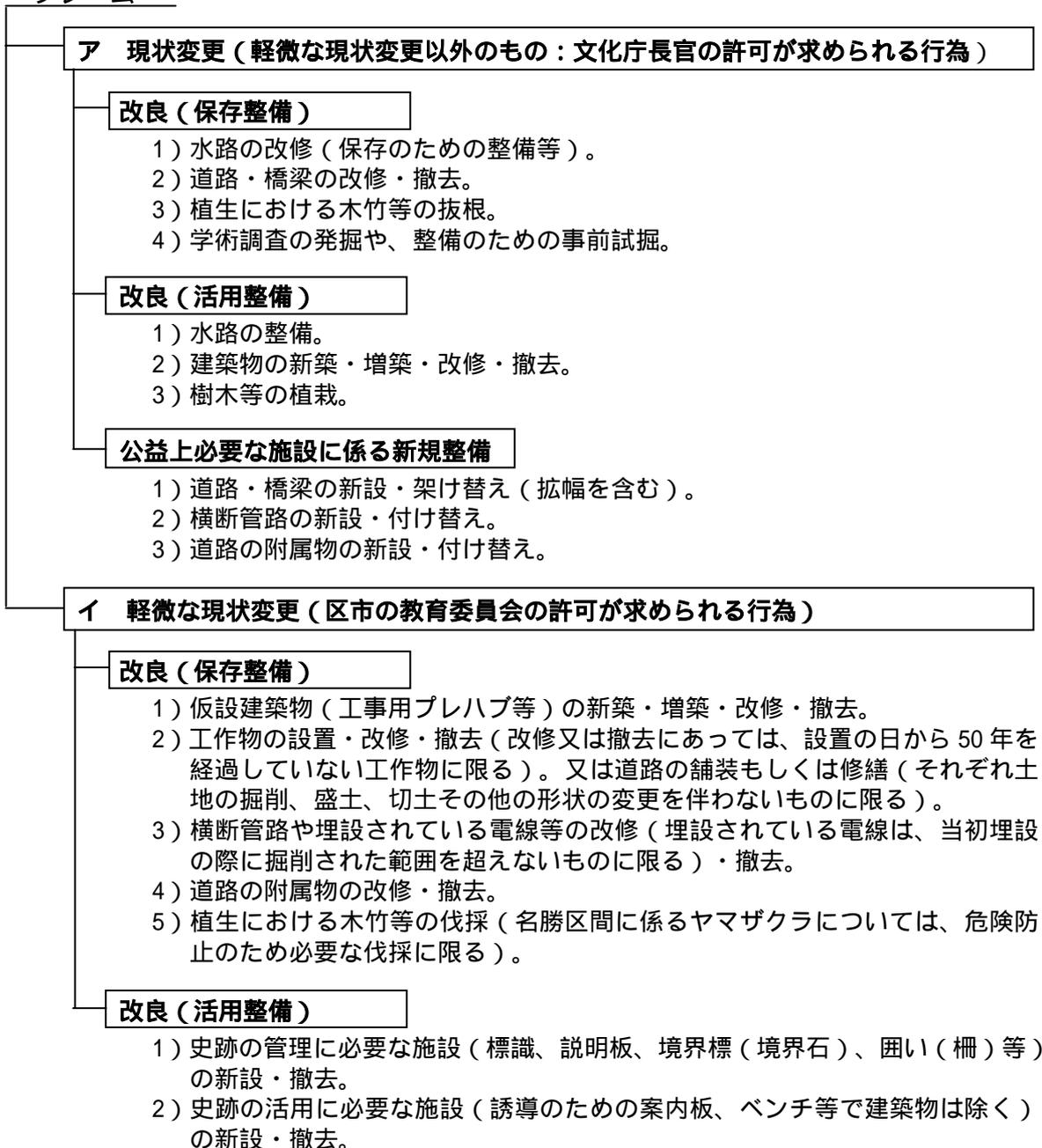
現状変更の取扱基準のフレーム

現状変更の取扱方針に基づき、保存管理方法の「改良（保存整備・活用整備）」及び「公益上必要な施設に係る新規整備」について、取扱基準を設定する。なお、「公益上必要な施設（道路や橋梁等）に係る新規整備」の中で、大きな現状変更に関しては、学識経験者等で構成される委員会等を設置し、検討することが望ましい。

取扱基準の具体的内容の検討に当たっては、「原則として、現状変更等にかかわる行為は認めない」を基本とする。

現状変更の取扱基準のフレームについては、現状変更（軽微な現状変更以外のもので、文化庁長官が許可する行為）と、軽微な現状変更（区市の教育委員会が許可する行為）に分類し、次のとおりとする。

<フレーム>



（附属資料10：現状変更の取扱基準の内容参照）

6 周辺環境の保全

史跡と名勝を適切に保存していくためには、史跡指定範囲内に加えて、範囲外で史跡と名勝に影響を与える要因へ配慮することや、範囲外で残されている玉川上水や小金井サクラにかかわる歴史的価値のある遺構を保全することが重要であり、今後、土地所有者や管理者等の関係機関に働き掛ける必要がある。

ここでは、周辺環境の保全の方向性について次のとおり整理する。

(1) 範囲外の植生

樹木の枝葉や樹根の伸張の抑制

- ・ 史跡指定範囲に隣接して生育する樹木の枝葉や樹根が範囲内に伸張し、地下遺構や小金井サクラに影響を及ぼさないよう配慮することが望まれる。
- ・ 史跡指定範囲に隣接した土地に植栽されることが考えられ、史跡に影響を及ぼさないよう配慮することが望まれる。

史跡と調和した植栽

- ・ 史跡・名勝周辺での植栽は、史跡・名勝との調和を図ることが望まれる。

(2) 周辺の土地利用等

史跡指定範囲内植生への影響の軽減

- ・ 史跡指定範囲内の日照を良好に確保するため、範囲外の高い構造物設置等への対応が望まれる。

景観の調和

- ・ 名勝指定区間における景観を良好に保つために、史跡指定範囲外と名勝との景観の調和を図ることが望まれる。

周辺からの雨水等による影響の低減

- ・ 法面を保護するため、周辺からの雨水等による影響を低減する対策を講じることが望まれる。

(3) 関連遺構

周辺地域における歴史的価値のある遺構

- ・ 周辺地域で、玉川上水に関連する歴史的価値のある遺構等（玉川上水旧堀跡、玉川上水開削工事跡（水喰土）、石碑等）の管理も重要である。

羽村取水堰

- ・ 羽村取水堰は、玉川上水のシステムを理解するために重要で、歴史的な価値を持つ要素に位置付けられ、現在も利用されていることにも極めて高い価値を有している。このため、今後も生き続ける歴史的土木施設として、適切に管理することが重要である。

第5章 整備活用

1 基本方針

玉川上水を史跡として次世代へと適切に保存し伝達していくためには、史跡と名勝の価値と保存の必要性が正しく理解されるよう、都庁内関係局・地元自治体等関係機関相互の緊密な協力の下、玉川上水の歴史・自然等に関する調査・研究や適切な公開・活用を行うことが重要である。このため、史跡指定範囲内の確実な保存に加え、史跡と名勝への理解の幅を広げていけるよう、隣接する緑道や周辺に分布する歴史・文化的資源とも提携した有効な整備活用に向け、基本方針を次のとおり設定する。

(1) 保存のための整備の推進

玉川上水の本質的な価値を現す導水路・分水施設等の土木施設・遺構、名勝「小金井（サクラ）」のヤマザクラ並木、現在も生きている水路機能・分水機能等を、良好な状態で将来に継承していけるよう、改良（保存整備）を推進する。

(2) 史跡と名勝の積極的な公開・活用の推進

玉川上水の歴史的価値とその保存への理解を深めるため、玉川上水が今も生き続けている土木施設・遺構として、人々の目に触れ、身近に感じられるよう、史跡と名勝の保存と調和した積極的な公開・活用を推進する。

(3) 来訪者の便益等に資する改良（活用整備）の推進

多くの来訪者を受け入れ、安全で快適に散策や様々な触れ合い体験が行えるよう、基盤となる便益施設や管理施設等の改良（活用整備）を推進する。

(4) 地域と連携した普及・啓発と多面的活用の推進

史跡と名勝の公開とともに、適切な情報の発信により多くの人々の利用を促すため、地元自治体や関係機関と連携し、既存の歴史・文化的資源の活用等による多面的活用の促進等、多様な普及・啓発活動を推進する。

2 整備活用の方法

「1 基本方針」に基づき、整備活用の具体的な方法について検討すると、想定される有効な施策として次のような事項が考えられる。

(1) 保存のための整備の推進

土木施設・遺構の崩壊の未然防止（緊急性の高い箇所のものから段階的に実施）

ア 水路・法面

崩壊の可能性がある箇所（オーバーハング状法面等）における法面保護工・護岸工による整備を行う。

イ 植生

法面及び法肩に生育し、法面崩壊を引き起こす危険性の高い樹木の伐採または抜根を行う。

名勝「小金井（サクラ）」のヤマザクラ並木の復活

サクラへの被圧が懸念されるケヤキ等実生樹木の伐採（水路の保存に配慮、急激な環境変化に留意して試行的・段階的に実施）、欠損箇所へのヤマザクラの補植等後継樹木の育成、サクラの生育回復のための土壌改良等を行う。

(2) 史跡と名勝の積極的な公開・活用の推進

橋梁や隣接する緑道から玉川上水への眺望の確保

視界を妨げる樹木の伐採等により、橋梁や隣接する緑道等から水路や歴史的な遺構等への眺望を確保する。

ビジターセンター等の設置

土木施設・遺構を間近で体験したり、玉川上水の関連資料が閲覧できる等、様々な活動の場と情報を提供できるビジターセンター等の施設や親水空間の整備を検討する。

解説板の設置

玉川上水、関連する分水施設、歴史的背景を有する橋梁等についての的確な情報を公開するための解説板等を、適切な数と場所に配慮し設置する。

(3) 来訪者の便益等に資する改良（活用整備）の推進

便所やベンチ等便益施設の設置

来訪者が快適に過ごすことができるための基盤として、適切な数と場所に配慮した便所やベンチ等の便益施設を設置する。

柵等管理施設のデザインの統一

現在、地域によりデザインが異なる柵（フェンス）等のデザインの統一を検討する。

案内板の設置

多くの来訪者の利用を促すため、公共交通機関の拠点から玉川上水までの道を誘導する案内板を、適切な数と場所に配慮し設置する。

(4) 地域と連携した普及・啓発と多面的活用の推進

玉川上水のシンボルマークの設定

普及・啓発活動の様々な場面で使用し、玉川上水の保存への意識の浸透を図るためのシンボルマークを設定する。

玉川上水に関連する情報の収集と公開

既存施設（東京都水道歴史館や各自治体の郷土資料館等）において、玉川上水に関する文献等各種情報の収集を図り、公開する。

イベントの開催

既存の博物館や資料館を活用した、玉川上水に関連する企画展等のイベントを開催する。また、史跡観察会やウォーキングラリー等、実際に玉川上水を体験するイベントを開催する。

市民講座や体験学習の実施

地元の小中学生等を対象として、玉川上水に関する知識や保存への理解を深めるための市民講座や体験学習（清掃や草刈り等の奉仕活動を含む）を実施する。

周辺資源と結びついた散策ルート等の設定

玉川上水の周辺に分布する歴史・文化的資源と連携した散策ルート等を設定し、積極的に紹介する。

パンフレット等の発行

玉川上水に関する各種情報を掲載し、より多くの人の利用を促すことを目的としたパンフレット等の発行を行う。

PR 活動の強化

公共交通機関や各区市地元自治体に、玉川上水に関連する広報活動への協力を依頼する。

3 整備活用の進め方

玉川上水は、9市3区を通過するなどその範囲が広域にわたることから、全区間一律の整備活用を、同時期に並行的に行うことは極めて困難である。

また、史跡指定範囲に隣接する周辺区域においては、地元自治体等関係機関の努力により、緑道の整備を始めとした施策が多数の箇所で開催され、一定の成果を挙げている。

これらのことから、整備に当たっては、区間ごとの特性やこれまでの整備経緯を踏まえて、事業効果を十分に検討して、優先度を明確にした整備を図っていく必要がある。

(1) 史跡指定範囲内の確実な保存のための整備（保存整備）

史跡指定範囲内における史跡と名勝の確実な保存を図るためには、これまで以上に維持管理及び復旧（修理）に力を注ぐとともに、土木施設・遺構の崩壊を未然に防止する必要があり、水路の法面・護岸崩壊への対策が急務となっている中流部を中心に、緊急度の高い箇所を抽出して、段階的な整備（保存整備）を図っていく。

(2) 効果的な普及・啓発のための重点的な整備活用（活用整備）

史跡と名勝の価値を普及・啓発し、史跡や名勝との直接的な触れ合いを促進するため、公開方法を工夫し施策化するにあたっては、限られた資源の中で最大の事業効果を得られるよう、重点的な整備を行う区間を特定することが合理的である。

この点、上流部は現在も水道施設として使用されており、水道原水の安全性の確保の必要性等から活用への制約が大きい。また下流部は暗渠が多く、整備活用の方が限られている。

これに対し、名勝指定区間は、桜の名所としての歴史性が高く、ヤマザクラの並木景観の復活が強く望まれており、これと併せて水路の遺構の整備を図ることで、史跡と名勝の価値の理解を促進するための多様な施策を展開できる可能性を有している。

このため、「名勝指定区間を中心とした地区」を重点整備地区と位置付け、今後、具体的な改良（活用整備）を進めていくため、10年間を目途とした整備活用計画の策定を図っていく。

(3) 周辺区域との一体的な整備活用

重点整備地区以外の区間における公開・活用のための整備の促進は、周辺区域を管理する地元自治体や緑道管理者等関係機関との連携の下、関係機関の従前の施策との連続性を保ち、既存の成果を一層向上させていく取組を強化するという視点が重要である。

このため、

史跡指定範囲内の史跡と名勝の確実な保存に障害となる事項を抽出し、公開・活用を行うに当たっての禁止事項を明確にするなど、関係機関の共通認識を形成していくこと。
公開・活用の促進のために有効な施策を体系的に整理したうえで、関係機関への調査や協議を通じ、現時点での実施状況、達成状況を明らかにしていくこと。

等、今後の公開・活用のための施策の改善に役立つ情報の整理に重点を置いた取組を図っていく。

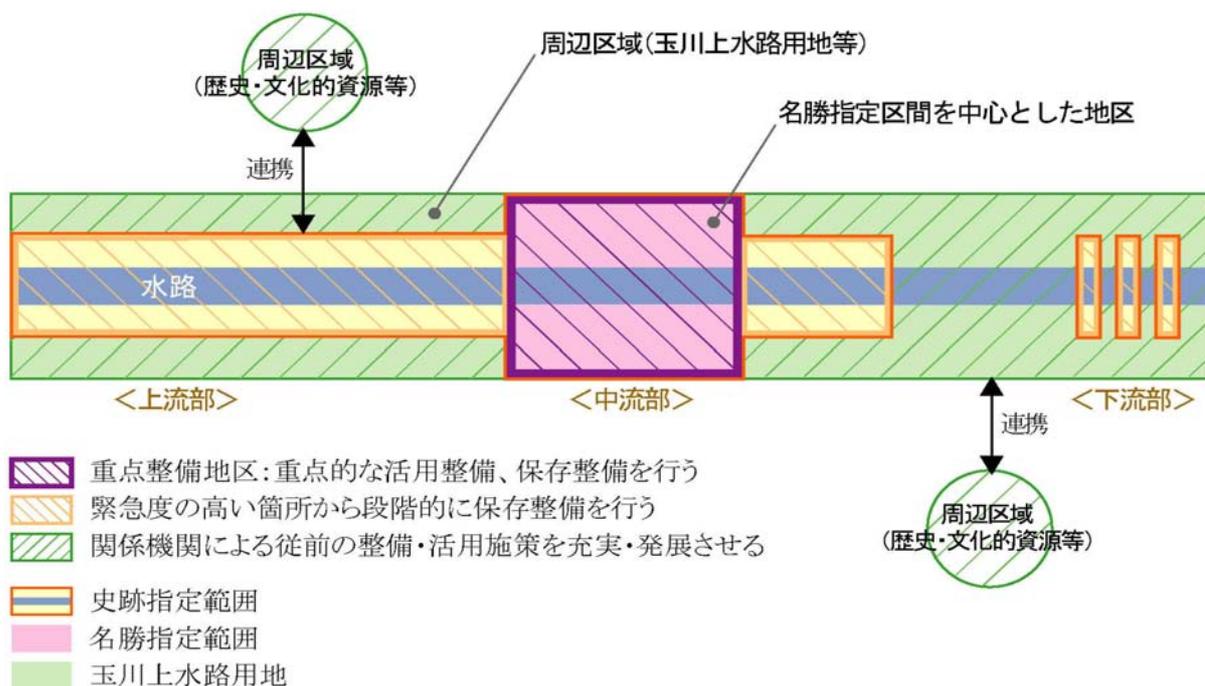


図 5-1：整備活用の対象範囲のイメージ

4 重点整備地区における整備活用のモデル事業

「3 整備活用の進め方」で定めた重点整備地区「名勝指定区間を中心とした地区」において、具体的な整備と活用の例示となるモデル事業の実施を検討する。

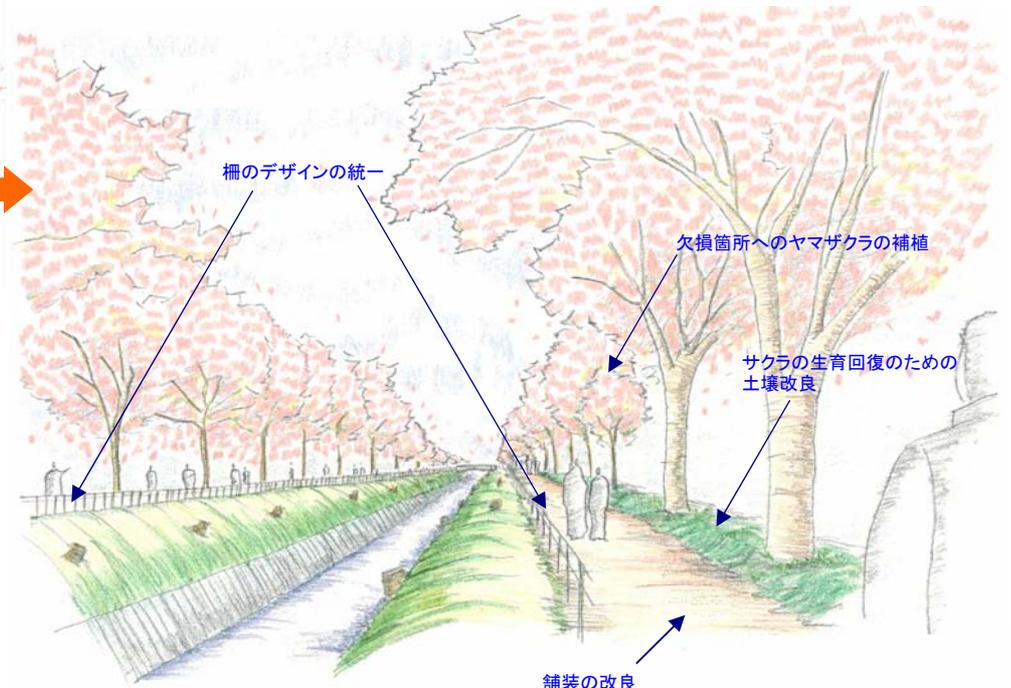
モデル事業の実施箇所については、重点整備地区の中でも、特に積極的な活用への効果が十分に期待され、そのための整備を展開できる箇所を選定するという観点から、次の3箇所が候補として想定される。

類型	検討箇所	場所の特性
(1) 名勝「小金井(サクラ)」の並木景観創出のモデル事業として	小金井橋～小金井公園正門前周辺	名勝のサクラが両岸に生育する。小金井公園に近接することもあり多くの人が歩く等して利用している。
(2) 活用拠点施設整備のモデル事業として	小川水衛所跡	かつて水衛所が存在した場所であり、ある程度まとまった平坦地があり、水路や水面に近付くことが可能である。
	境水衛所跡	小川水衛所跡と同様。平坦地は若干狭いが、玉川上水路用地以外の水道局用地が隣接する。

(1) 名勝「小金井(サクラ)」の並木景観創出のモデル事業のイメージ

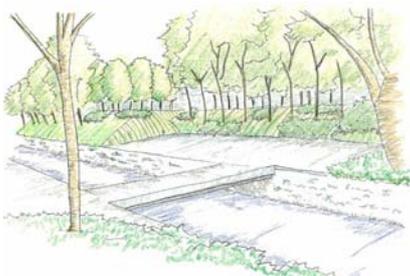


現況

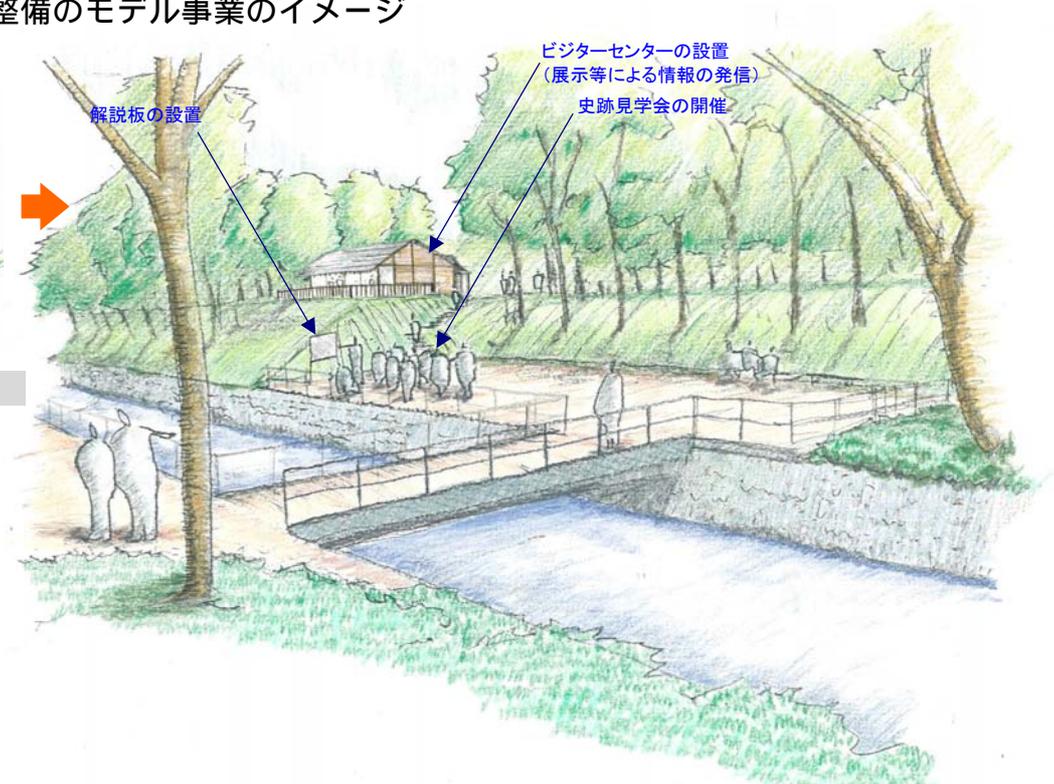


改良後

(2) 活用拠点施設整備のモデル事業のイメージ



現況



改良後

第6章 管理・運営及び体制整備

1 基本方針

玉川上水は長大で9市3区を通過していることもあり、保存管理等には、多くの行政機関や市民がかかわることとなる。そこで、管理・運営及び体制整備の基本方針を次のとおり設定する。

(1) 行政内部における体制強化

玉川上水の保存管理にかかわる行政機関は、東京都水道局、建設局、環境局、都市整備局、教育庁のほか、9市3区の地元自治体等があげられる。こうした多くの関係機関が保存管理に関する共通認識を形成し、情報交換等を行う機会を確保することができるよう、体制の強化に努める。

(2) 市民参加の機会の拡大（ボランティアとの連携等）

玉川上水の保存管理に当たっては、日常的に玉川上水を見守り続けている市民の理解と協力が不可欠である。玉川上水の保存に関する市民団体が数多く存在しており、これらの市民団体との協力を深め、その意見を反映できるような仕組みを検討していく。

また、個人レベルでの市民の参加機会を拡大するための施策を検討していく。

(3) 市民・企業等と行政との協働とその仕組みの構築

地元企業等の協力も依頼して、市民や企業等との協働のための組織づくりに努める。一方で、持続的継承を支える財源確保のため、民間資金の活用等も視野に入れて仕組みを検討していく。

2 体制整備

(1) 段階的な取組の実施

今後、本計画に基づいて、保存管理を行うに当たり、早急に取り組むべき内容と長期的な視点で取り組むべき内容があることを考慮して、短期的及び長期的な二つの段階を設定し、取組を進める。

<ステップ1>

多くの関係機関が適切な役割分担の下に連携していく体制を強化するとともに、市民参加の機会の増大を図り、将来における市民と行政の協働の可能性を検討していく。

<ステップ2>

市民と行政の役割を明らかにしたうえで、市民や企業等が積極的に協働して、玉川上水を守り、玉川上水の価値を高め、持続的に継承していける仕組みを構築する。

(2) 当面の取組

史跡「玉川上水」と名勝「小金井（サクラ）」の管理・運営は、史跡と名勝を構成する要素毎に、東京都水道局、建設局、環境局、都市整備局、教育庁や地元区・市等がそれぞれ行って

きている。また、史跡指定範囲に隣接する周辺区域においても、地元自治体等の努力により、管理や運営が行われてきている。

これらのことから、管理・運営に当たっては、これまでの体制を基に、保存管理の基本方針と方法を徹底していくことに主眼を置き、行政内部における体制強化を図るが、特に次の項目について十分考慮する。

管理に係る関係機関の連携・支援体制の強化

保存管理に係る東京都水道局、建設局、環境局、都市整備局、教育庁のほか、9市3区の地元自治体等、関係機関の間において、管理に関連する事項等の緊密な情報交換や保存管理に係る助言・支援が行えるような体制の構築を図る。体制構築に当たっては、必要に応じて会議を開催し、緊密な情報交換や意見調整を行う。

また、史跡指定範囲に隣接する周辺区域においては、これまでと同様に地元自治体等関係機関が管理・運営への取組を進めていくことになるが、保存管理の基本方針と方法への理解を深め、協力を得ていく必要がある。このことから、史跡と名勝にかかわる関係機関間の会議に必要に応じて参加を求め、常に保存管理に関する共通認識の形成に努めることが望ましい。

市民・企業と行政との協働

当面は、保存管理計画に基づく取組を推進するが、将来的には、玉川上水を適切に保存管理していくため、市民・市民団体・企業と行政が協働できる仕組みを幅広く検討していく。

意識啓発のための企画推進体制の強化

地域住民を始め都民が玉川上水を誇りにし、玉川上水を構成する文化財の適切な保存管理のあり方について認識を共有できるよう、関係機関や市民団体等に対して、学校単位や個人単位で市民が参加できるような各種の学習・交流事業の開催を促していく。

附属資料

附属資料一覧

附属資料 1	史跡・名勝指定区間図（詳細版）	5 0
附属資料 2	玉川上水保存管理計画策定に関する委員会設置要綱	5 2
附属資料 3	玉川上水の関連年表	5 4
附属資料 4	玉川上水管理区分図	6 0
附属資料 5	玉川上水にかかわる構成要素の変遷	7 0
附属資料 6	「復旧（修理）」「改良（保存整備）」の工法	7 2
附属資料 7	法面に生育する樹木の改良（保存整備）	7 8
附属資料 8	現状変更等に係る行為に対する許可等の取扱方針一覧	8 0
附属資料 9	文化財保護法等に係る規定	8 2
附属資料 1 0	現状変更の取扱基準の内容	8 6

附属資料 1 史跡・名勝指定区間図（詳細版）





- 史跡指定区間
- 名勝指定区間
- 史跡指定除外区間

附属資料 2 玉川上水保存管理計画策定に関する委員会設置要綱

(設置)

第1条 玉川上水保存管理計画策定にあたり、学識経験者等の識見と経験を活用し、玉川上水における歴史遺産と水と緑の空間の保全（法面・水路補修及び植生管理）のあり方について検討するため、「玉川上水保存管理計画策定に関する委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討し、その結果を水道局長に提言する。

- (1) 保存管理の方針に関すること。
- (2) 保存管理の方法に関すること。
- (3) 活用の方向性に関すること。
- (4) その他保存管理に関する必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次のとおりとする。

- (1) 委員会は、外部の専門家8名以内、水道行政経験者1名以内で構成し、委員は水道局長が委嘱する。
- (2) 委員の任期は2年以内とする。
- (3) 委員会には、会長及び会長代理を置く。
- (4) 会長は、委員の互選により選任し、会長代理は委員会に属する委員のうちから会長が指名する。
- (5) 会長は、委員会を代表し、会務を主宰する。
- (6) 会長代理は、会長を補佐するとともに、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は会長が招集する。

(意見の聴取)

第5条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、水道局経理部用地課において処理する。

(補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、平成 1 7 年 7 月 1 2 日から施行する。

附属資料3 玉川上水の関連年表

	西暦	元号	導水路関連	分水関連	通船関連
	1590	天正 18	10月：東京水道の起源である小石川上水(後の神田上水)が開削・完成する。		
	1603	慶長 8			
	1629	寛永 6	神田上水が完成する。		
1. 玉川上水開削初期 (1653～1716年)	1653	承応 2	4月：玉川上水工事着工 11月：玉川上水が羽村～四谷大木戸まで完成する。		
	1654	承応 3	・給水開始 ・玉川兄弟の勧請により「水神社」が建設される。 (以下、開削当初の頃) ・幕府による支配のもと、町年寄の所管になる。 ・開削者である玉川兄弟が経営を請け負う。 ・羽村、四谷大木戸、代田村に水番人の水番屋ができる。羽村に2人、四谷大木戸・代田村に1人の水番人が配置される。		
	1655	明暦元		野火止用水 開設	
	1657	明暦 3		砂川村分水 開設 小川村分水 開設 國分寺村分水 開設	
	1664	寛文 4		三田上水 開設	
	1667	寛文 7		代々木村から角筈村を経て、神田上水へと注ぐ助水堀が開削される。	
	1669	寛文 8		戸越の細川家への上水を廃止して品川用水とする。	
	1670	寛文 10	『御府内備考』に「玉川水道狭く有之候に付、三間広いたし、両方に土手植木可仕候旨、…」とあり、水路が拡幅され、両岸にマツ・スギが植栽される。		
	1693	元禄 6	幕府直営となり、道奉行の所管となる。		
	1696	元禄 9		千川上水 開設 田無村分水 開設	
2. 新田開発に伴う 分水の増加時期 (1716～1870年)	1716	享保元			
	1718	享保 3		分水数 15(『水道図』より)	
	1720	享保 5		殿ヶ谷新田分水 開設	
	1722	享保 7		三田上水、千川上水 廃止。その後、農業用水となる。 享保の改革による新田開発が本格化し、この頃から、分水の開設が増加する。 1724 原宿村分水 開設 1728 野中新田分水 開設 1729 中藤新田分水 開設 南野中榎戸新田分水 開設 1732 平兵衛新田分水 開設 1734 鈴木新田分水 開設 梶野新田分水 開設 1737 柴崎村分水 開設 等	
	1737	元文 2			
	1739	元文 4	道奉行から町奉行の所管となる。 9月：玉川庄右衛門・清右衛門が罷免される。 10月：玉川上水管理のために見廻り役が設置される。		
	1740	元文 5	7月：上水路堤防所々欠損のため福生村に新水路を開削し、玉川上水路付替工事を施行する。		
	1768	明和 5	普請奉行の所管となり、普請方が羽村に常駐するようになる。		
	1791	寛政 3	二の水門の脇に一の出し、以下6組のたな牛わくを9ヶ所設置している。(『上水記』より)	分水数 33(『上水記』より)	
	1804	文化元			
	1810	文化 7	水番人が見廻り役を兼ねるようになる。		
	1844	天保 15 弘化元			
	1862	文久 2	普請奉行の廃止に伴い、作事奉行の所管となる。		
	1867	慶應 3		田村十兵衛分水(現・福生分水)開設	
1868	明治元	6月：市政裁判所の所管となる。 9月：東京府の所管となる。			
1869	明治 2				

近代水道関連	名勝小金井(サクラ)関連	緑地関連 その他玉川上水関連	社会情勢
			徳川家康が江戸幕府を開く。
			徳川吉宗が将軍となり、享保の改革に着手する。
	府中押立村名主川崎平右衛門定孝が差配して小金井橋を中心とする両岸にサクラを植樹する。		
		・橋梁数 82(うち有名橋 59、作場橋 23、石橋 6、残りは木橋。)(『上水記』より) ・『上水記』を普請奉行・石野遠江守広通が編纂する。	
	桜並木が新橋の南岸から始まり、梶野橋から両岸サクラとなり、関野橋、小金井橋に至る。上流は貫井橋、留橋(喜平橋)まで両岸に咲いている。		
	徳川家定の観桜に伴い、田無村名主下田半兵衛を中心にサクラの補植が行われる。		
			10月:大政奉還
			2月:東京遷都 6月:版籍奉還

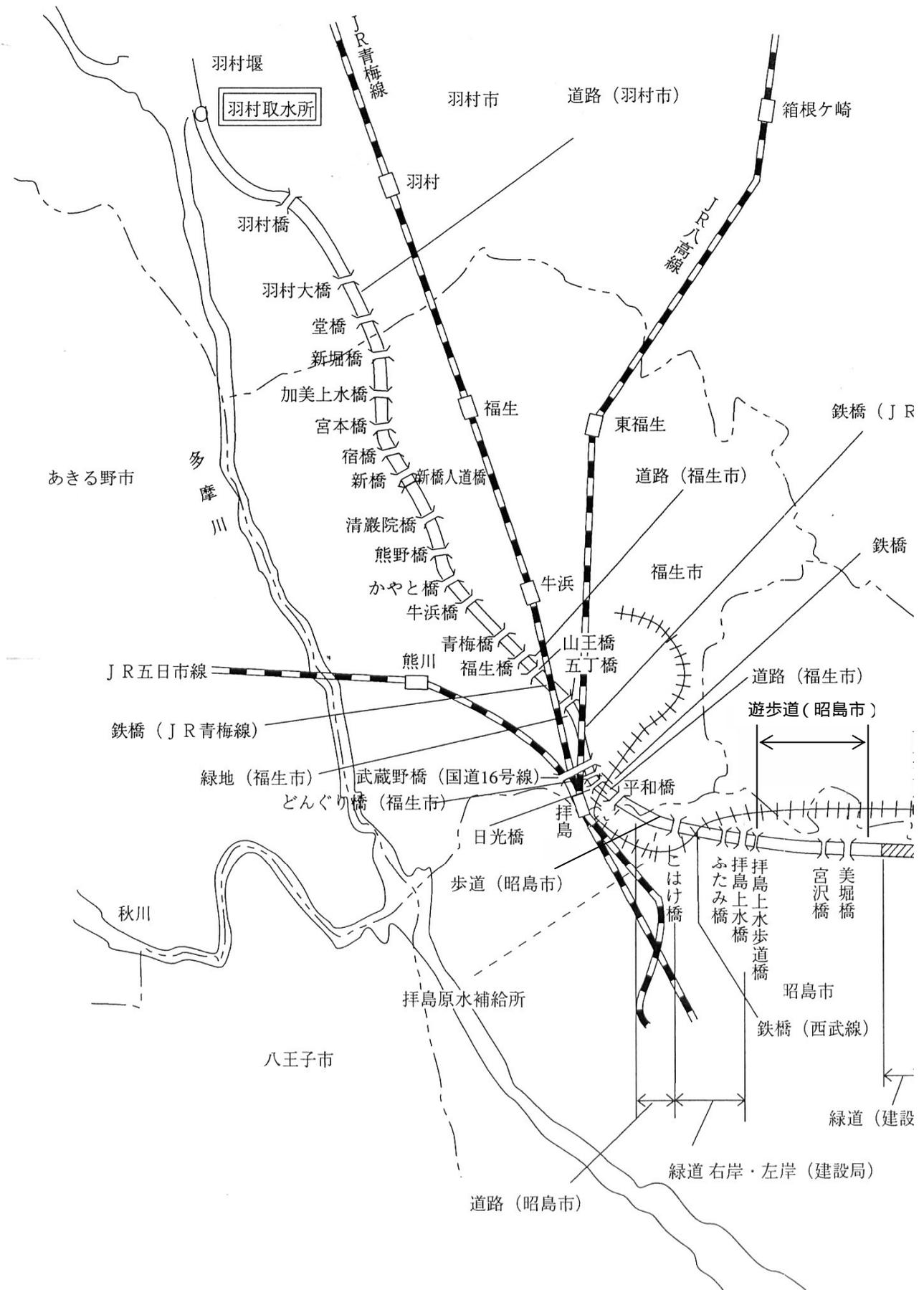
	西暦	元号	導水路関連	分水関連	通船関連
3. 通船事業の実施時期 (1870～1872年)	1870	明治3	・3月11～15日：通船に備え、羽村の水門を閉ざし、砂川村から内藤新宿のほとんどの村で水路を拡幅する。	北側：野火止用水～千川までの8分水口が1箇所(現・小平用水(通称新堀用水))に、南側：柴崎村から境村までの11分水口が1箇所(現・砂川用水)に統合される。	4月：羽村～四谷大木戸までの通船事業が開始する。 ・船溜まりができる。 ・引船板道、引船道が整備される。 ・船溜まり近くに荷物をいれる倉庫(納屋)ができる。
	1871	明治4	7月：民部省の廃止に伴い工部省土木司に上水事務が移管される。 11月：水道事務の全部が東京府に移管される。		
	1872	明治5			5月：通船増加に伴う水質悪化により通船事業が廃止される。
4. 近代水道への移行期 (1872～1901年)	1875	明治8			
	1882	明治15	12月：羽村堰提水門が石造りに改造される。一の出し・第二水門が改築される。		
	1883	明治16			
	1888	明治21		熊川分水開設	
	1889	明治22			
	1890	明治23			
	1894	明治27			
	1897	明治30			
	1898	明治31			
1901	明治34				
5. 近代水道への移行期 (1901～1945年)	1907	明治40			
	1908	明治41	残堀川の改修工事に伴い水路橋が架橋される。(1963年まで)		
	1910	明治43			
	1913	大正2			
	1914	大正3			
	1919	大正8			
	1921	大正10	・新水路崩壊に伴い、和田堀給水所～淀橋浄水場が予備水路として利用される。 ・羽村堰が改造される。	・分水数23(『小川家文書』より)	
	1923	大正12	・関東大震災により新水路崩壊に伴い、和田堀給水所～淀橋浄水場が予備水路として利用される。 ・新宿駅～四谷大木戸の水路部分が埋め立てられ、上部は道路になる。		
	1924	大正13			
	1925	大正14			
	1932	昭和7			
	1936	昭和11			
1941	昭和16				
1943	昭和18				
1945	昭和20				

近代水道関連	名勝小金井(サクラ)関連	緑地関連 その他玉川上水関連	社会情勢
		・橋梁数 89(有名橋 56、無名橋(作場橋・投渡橋)33)(『玉川上水堀筋渡橋取調』記載)	
			7月: 廃藩置県
2月: 雇オランダ人技師ファン・ドールンが「東京水道改良設計書」を提出する。(我が国最初の近代水道計画)			
	明治天皇の観桜に伴い、花の名所としての評判が高まる。		
			4月: 甲武鉄道(新宿 - 立川間)が開業する。それに伴い境と国分寺に駐車場ができる。
4月: 市区改正委員会が「東京水道改良設計書」を決定する。(内閣総理大臣の認可)			
・四谷大木戸、代々木、代田、久我山、境、小川、砂川、熊川に水衛所が設置される。 ・羽村に派出所が設置される。			
和田堀～淀橋浄水工場まで(約4km)に新水路が開削される。	明治後半より、桜樹の衰えが見え始める。		
淀橋浄水工場から神田・日本橋方面に通水が開始される。			
旧上水道(神田上水・玉川上水)の市内給水が廃止される。			
		橋梁数 94(無名橋 13)(『玉川上水路実測平面図』より)	
		・『玉川上水路実測平面図』東京市水道局(境界、地積、分水、橋が記載。縮尺: 600分の1) ・水道用地を確定して境界石を設置する。	
	三好学(植物学者)による桜の保護運動がはじまる。		
	東京市公園課により補植、施肥、外科的手術等の保護事業が開始する。		
東京市が「第一水道拡張事業計画」を発表する。	小金井・小平両村有志により、貫井橋～陣屋橋付近までの堤に、クリスマスツツジを植樹する。		
		『東京市史稿 上水編 第一』東京市	
		・羽村堰の改造に伴い、水神社が現在の場所に移築される。	
			9月: 関東大震災
2月: 村山・境線の通水が開始する。 3月: 境・和田堀線の通水が開始する。 8月: 和田堀給水所が竣工する。 村山貯水池、境浄水場、和田堀給水所が一連の施設として稼働する。	12月: 「小金井(サクラ)」が国の名勝に指定される。		
	・『名勝小金井桜』指定標示碑が小金井橋畔に建立される。 ・『名勝境界石』が設置される。		
東京市が「第二次水道拡張計画」を発表する。			
	花見の賑わいが下火になる。戦中・戦後は桜の管理が放漫となり、老木の枯死が進む。		
			太平洋戦争始まる
			東京都制施行
			太平洋戦争終戦

	西暦	元号	導水路関連	分水関連	通船関連
6. 導水機能の縮小時期 (1945～1986年)	1953	昭和28			
	1954	昭和29			
	1960	昭和35			
	1962	昭和37		分水分数 16	
	1963	昭和38	残堀川交差点部にサイホン式導水が採用される。		
	1965	昭和40	原水導水区間が羽村取水口～小平水衛所までとなる。小平水衛所より下流は空掘・暗渠化が進む。		
	1966	昭和41			
	1967	昭和42			
	1968	昭和43			
	1969	昭和44			
	1971	昭和46	小平水衛所より下流の水流が完全に停止する。		
	1974	昭和49			
	1976	昭和51			
	1977	昭和52	3月：拝島補給ポンプ所より導水路を設置し、多摩川から玉川上水へ助水する。		
1980	昭和55	3月：和田堀(旧代田)・久我山・境水衛所閉鎖。熊川・砂川水衛所を小平に統合し、小平監視所となる。			
1985	昭和60				
7. 清流復活事業 ～現在 (1986年～)	1986	昭和61	小平監視所～浅間橋までの区間で、清流復活事業により処理水が通水される。		
	1989	平成元			
	1995	平成7			
	1997	平成9			
	1998	平成10			
	1999	平成11			
	2003	平成15			

近代水道関連	名勝小金井(サクラ)関連	緑地関連 その他玉川上水関連	社会情勢
		玉川上水の一部区間が都立羽村草花丘陵自然公園に指定される。	
	五日市街道拡幅に伴い、車両通行に支障のある高さ 4m 以下のサクラの枝や根が伐採される。		
東村山浄水場が一部通水を開始する。			
9 月:野火止水堰、小川分水堰があった場所に小平水衛所(現・小平監視所)が新設される。		・玉川上水の一部区間が風致地区に指定される。 ・上水堤に歩行者用安全柵ができる。	
3 月:淀橋浄水場が廃止される。		・昭和 40 年代前半:橋梁の改良工事や歩道橋の設置が始まる ・水道用地が鉄線柵で囲い込まれる。	
		4 月:「玉川上水を守る会」が発足する。	
	4 月:「小金井(サクラ)」の管理団体が東京都教育委員会に移る。		
		東京都が玉川上水史跡指定に関する連絡協議会を設置する。	
和泉水圧調整所が竣工する。			
		東京都水道局との間に「玉川上水旧水路工事に伴う覚書」が取り交わされ、各区による玉川上水用地の公園・緑道化が進められるようになる。	
		12 月:野火止水堰が歴史環境保全地域に指定される。	
	5 月:小金井橋～梶野橋間の堤にアジサイ約 700 株が植栽(1983 年まで)される。		
		・4 月:東京都が「玉川上水保全協議会」を設置する。 ・「玉川上水の歴史と現況」東京都環境保全局	
		『玉川上水橋梁群修景基本計画調査』東京都建設局	
		『名勝小金井(サクラ)現況調査報告書』東京都教育委員会 『玉川上水現況調査報告書』東京都教育委員会	
		・『玉川上水保存管理指針』が答申される。 ・『平成 9 年度 玉川上水緑の保全計画検討委託』東京都環境局	
		『平成 10 年度 玉川上水緑の保全計画検討委託』東京都環境局	
		3 月:玉川上水の一部区間が東京都の歴史環境保全地域に指定される。	
		8 月:玉川上水が国の史跡に指定される。	

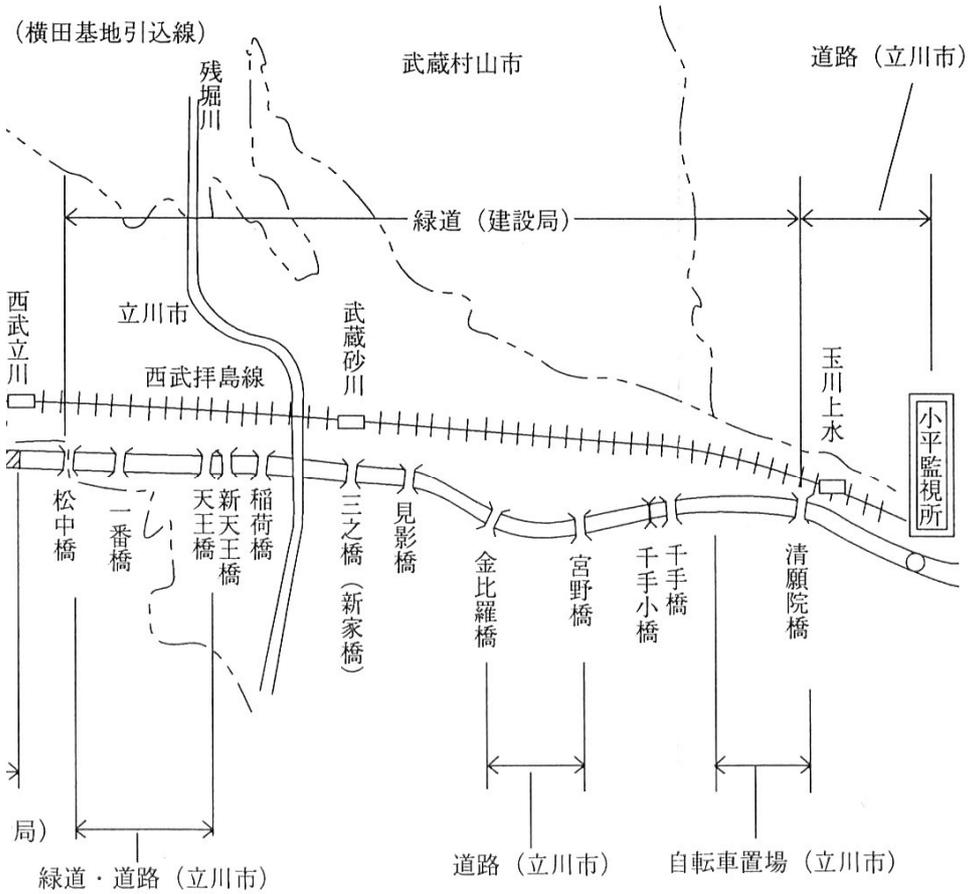
附属資料 4 玉川上水管理区分図



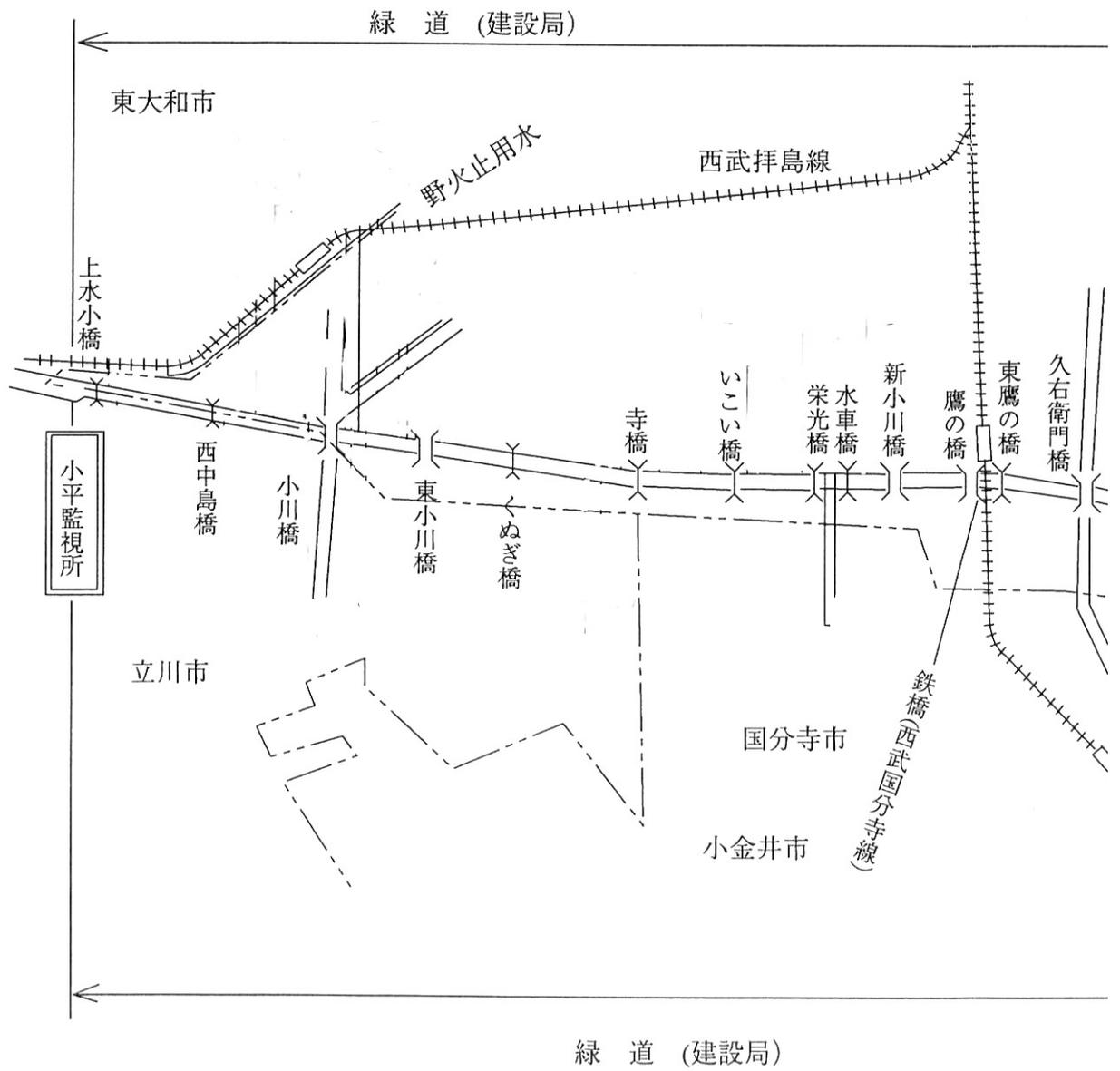
凡 例

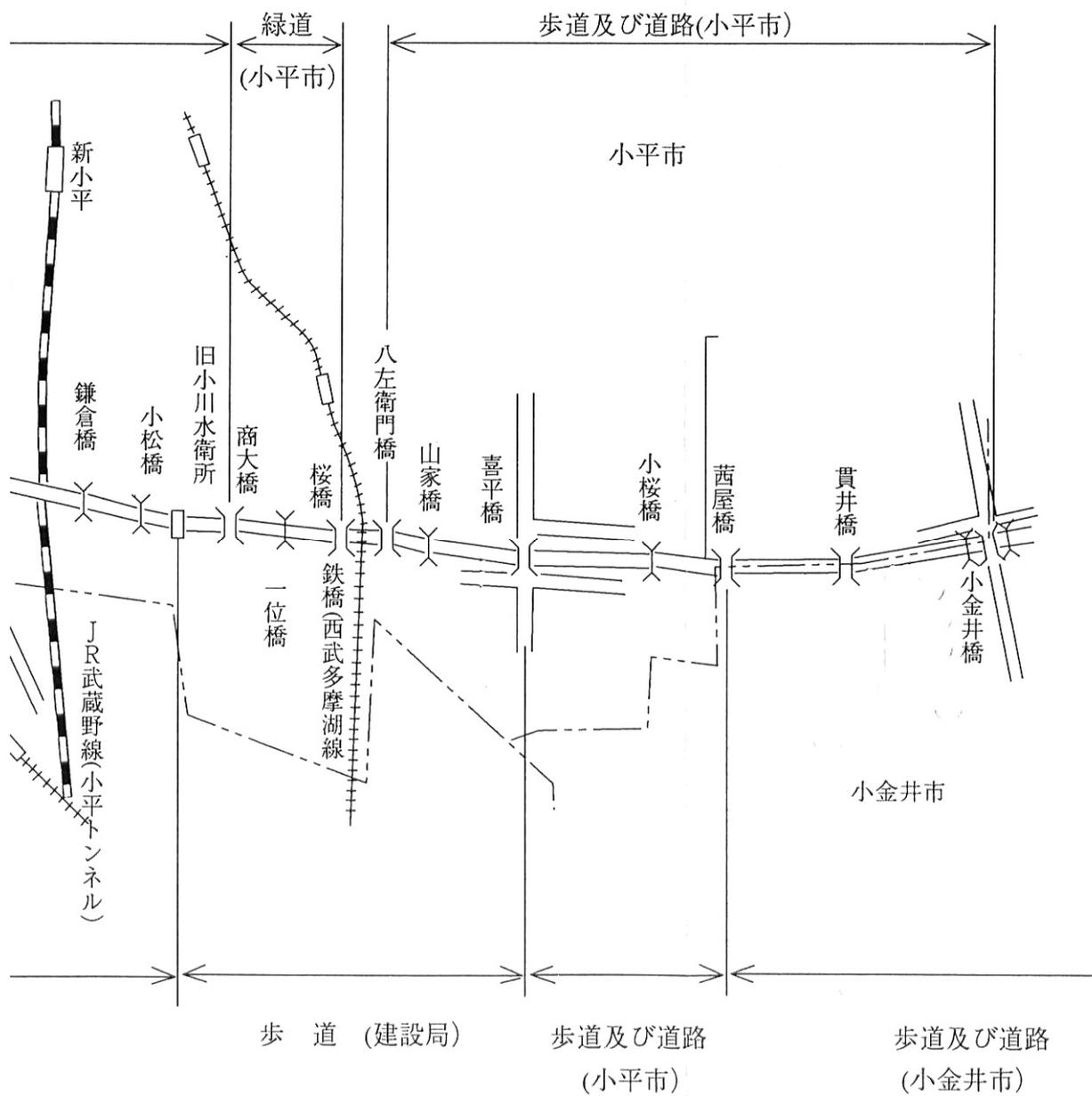
-  橋梁 (撤去済を含む)
-  暗渠
-  開渠
-  市区境
-  玉川上水堤の
用途・使用者

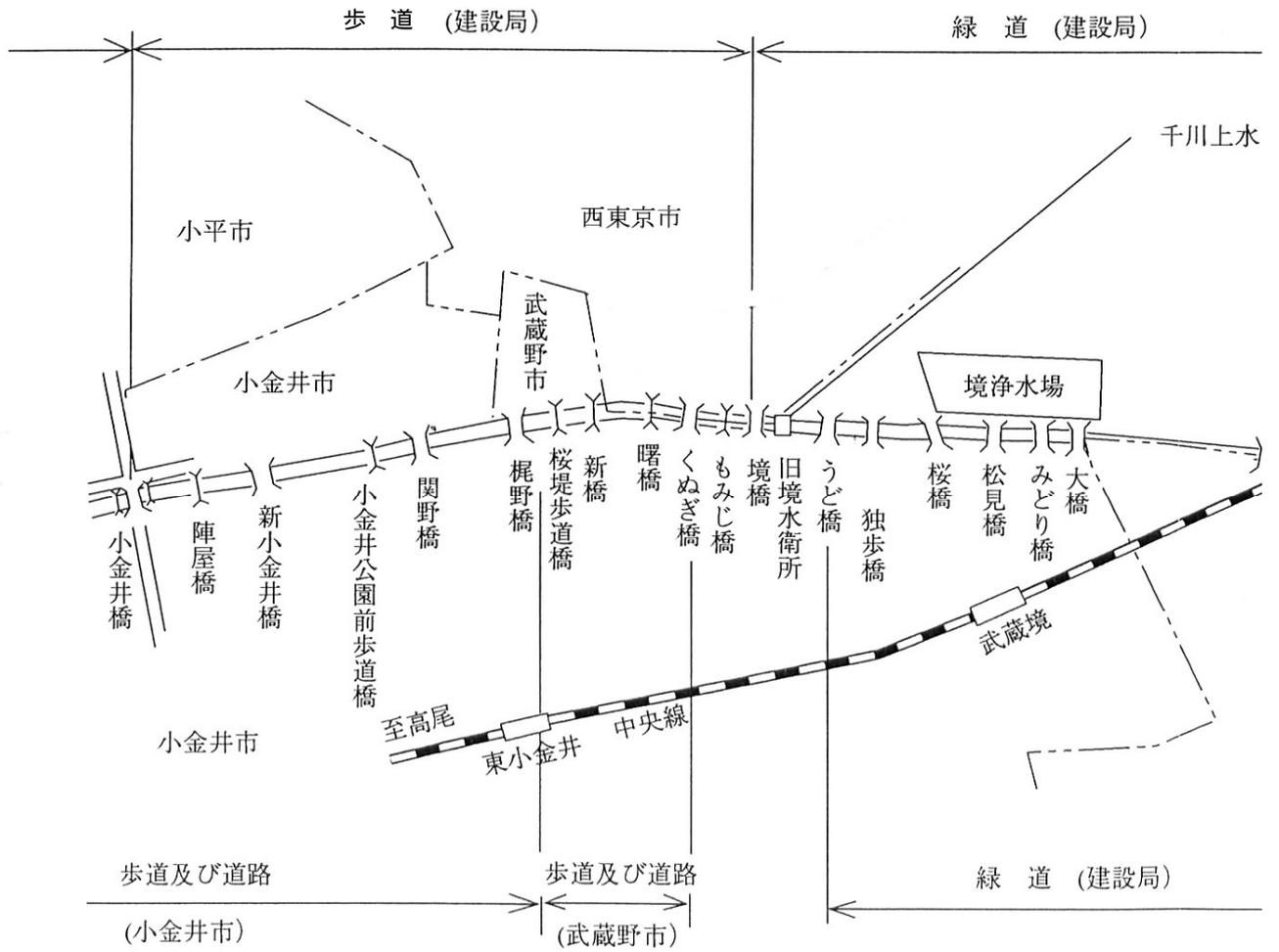
八高線)

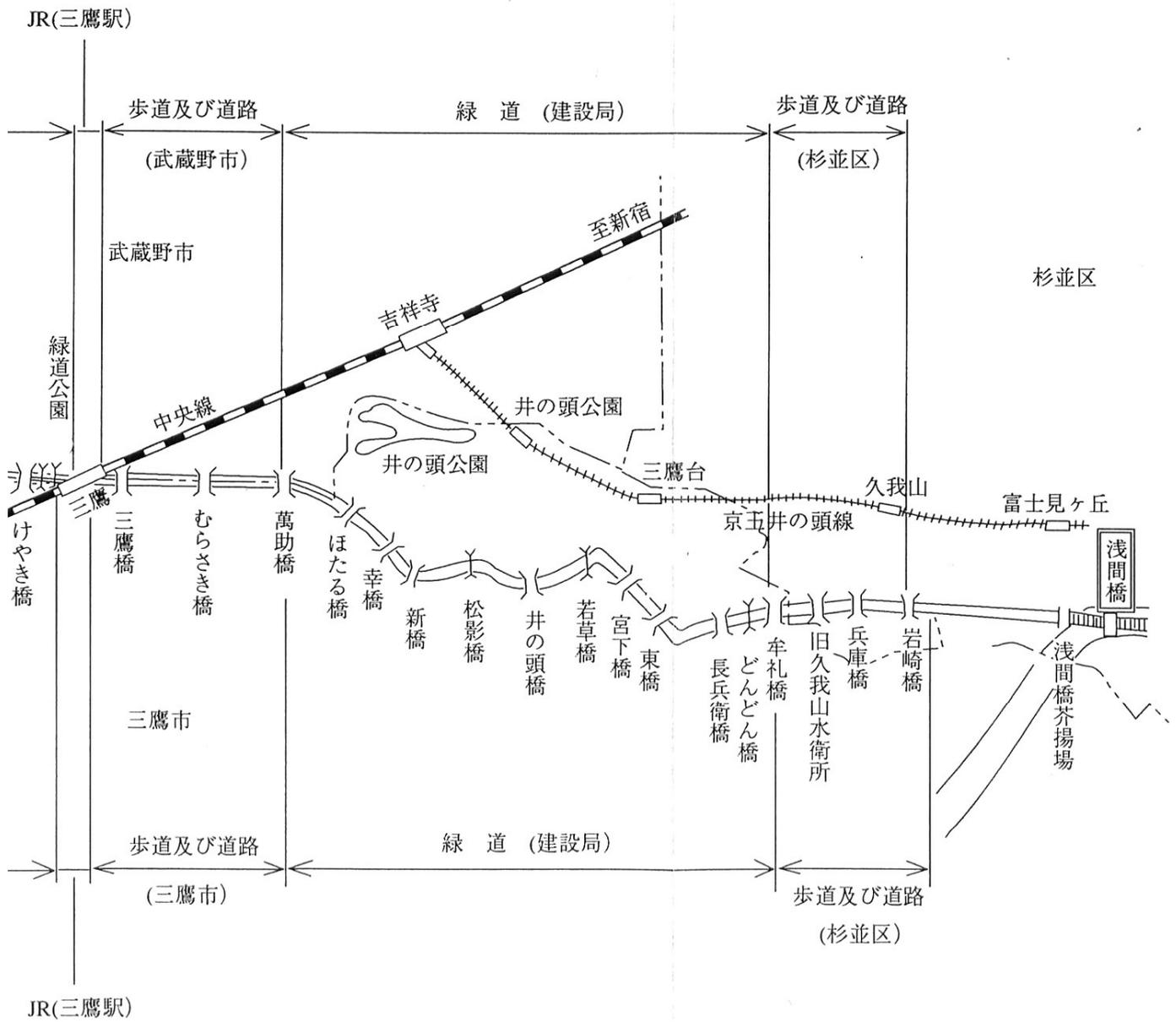


(東京都水道局作成図面を修整)

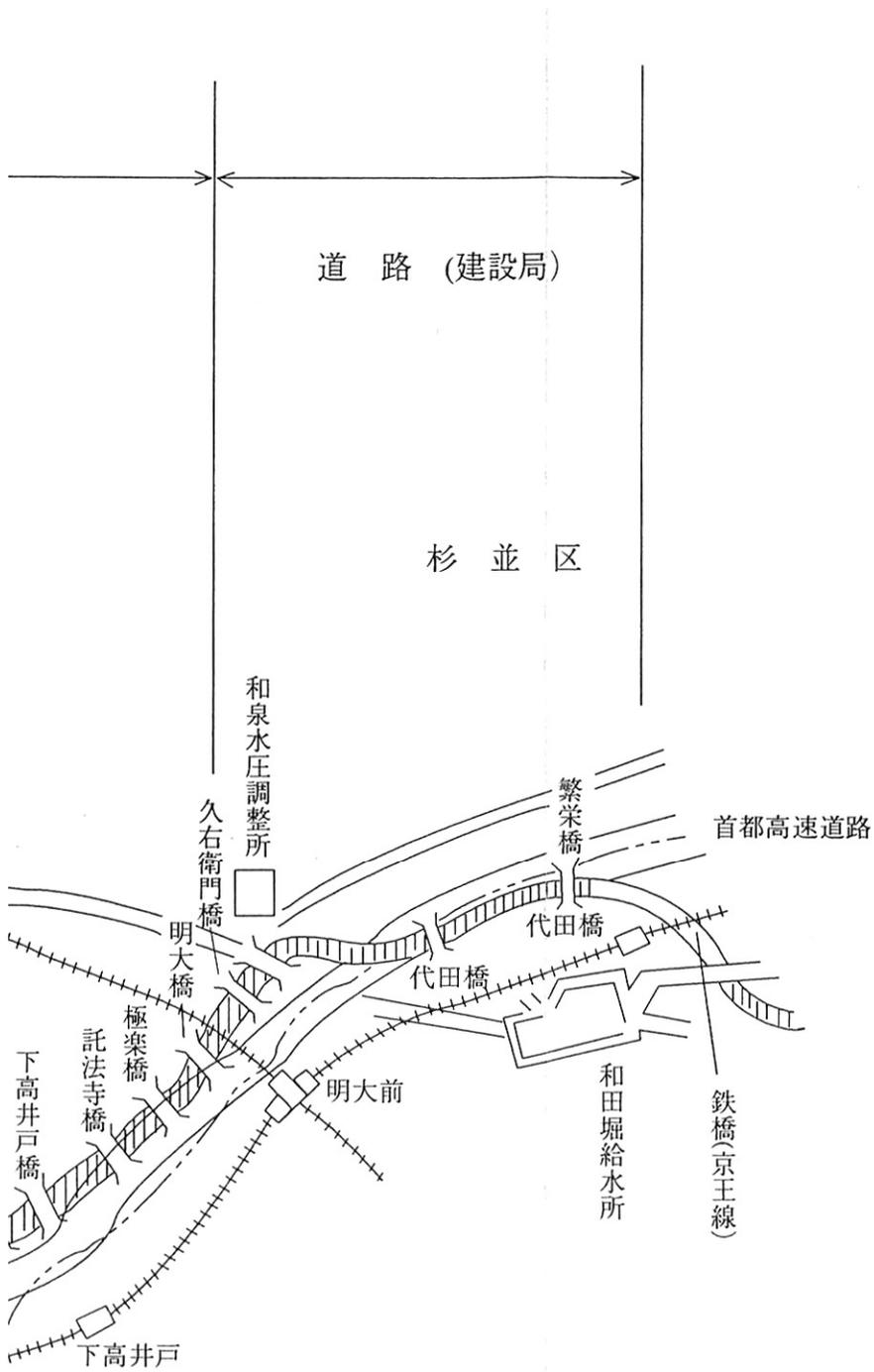




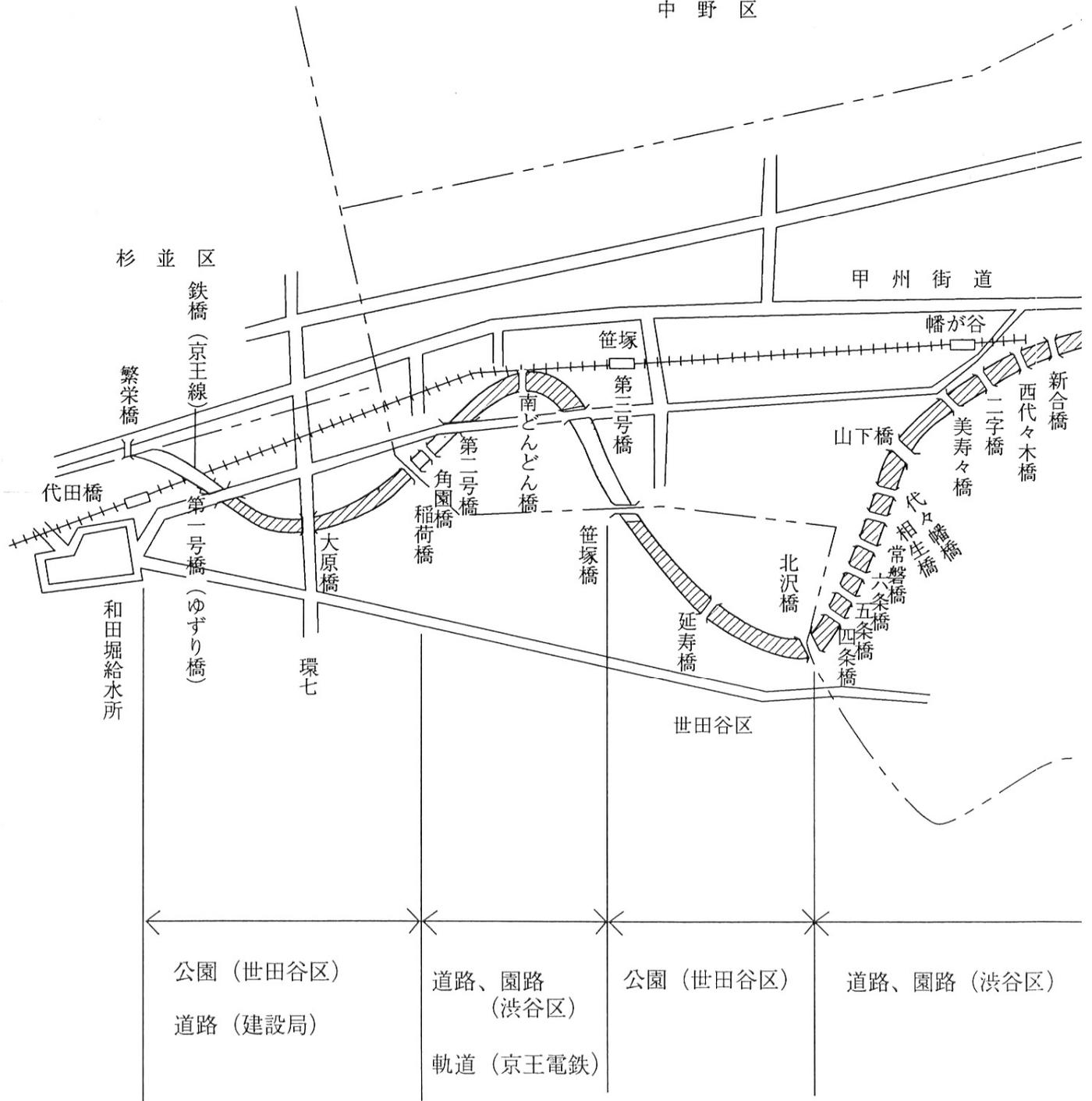


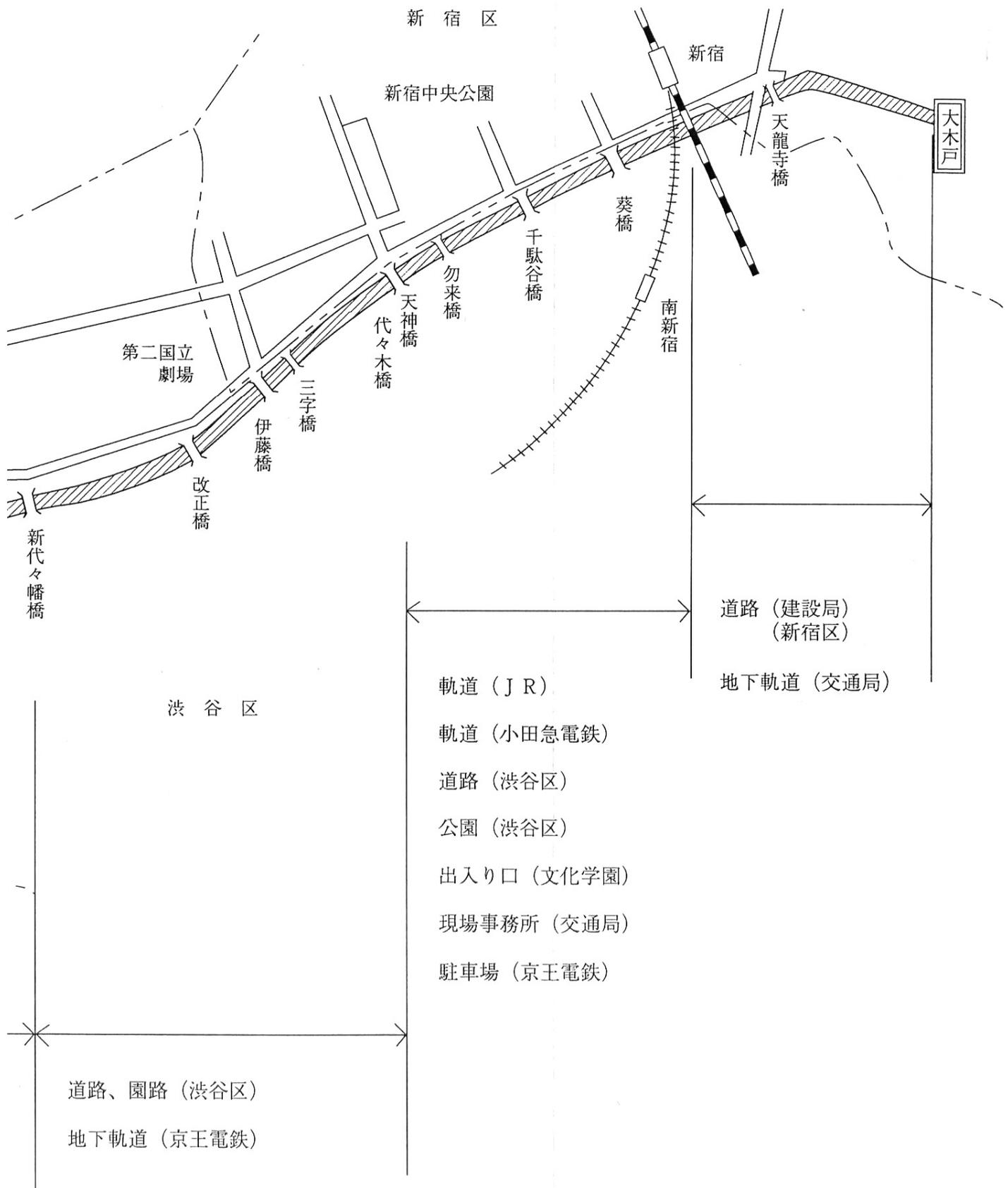




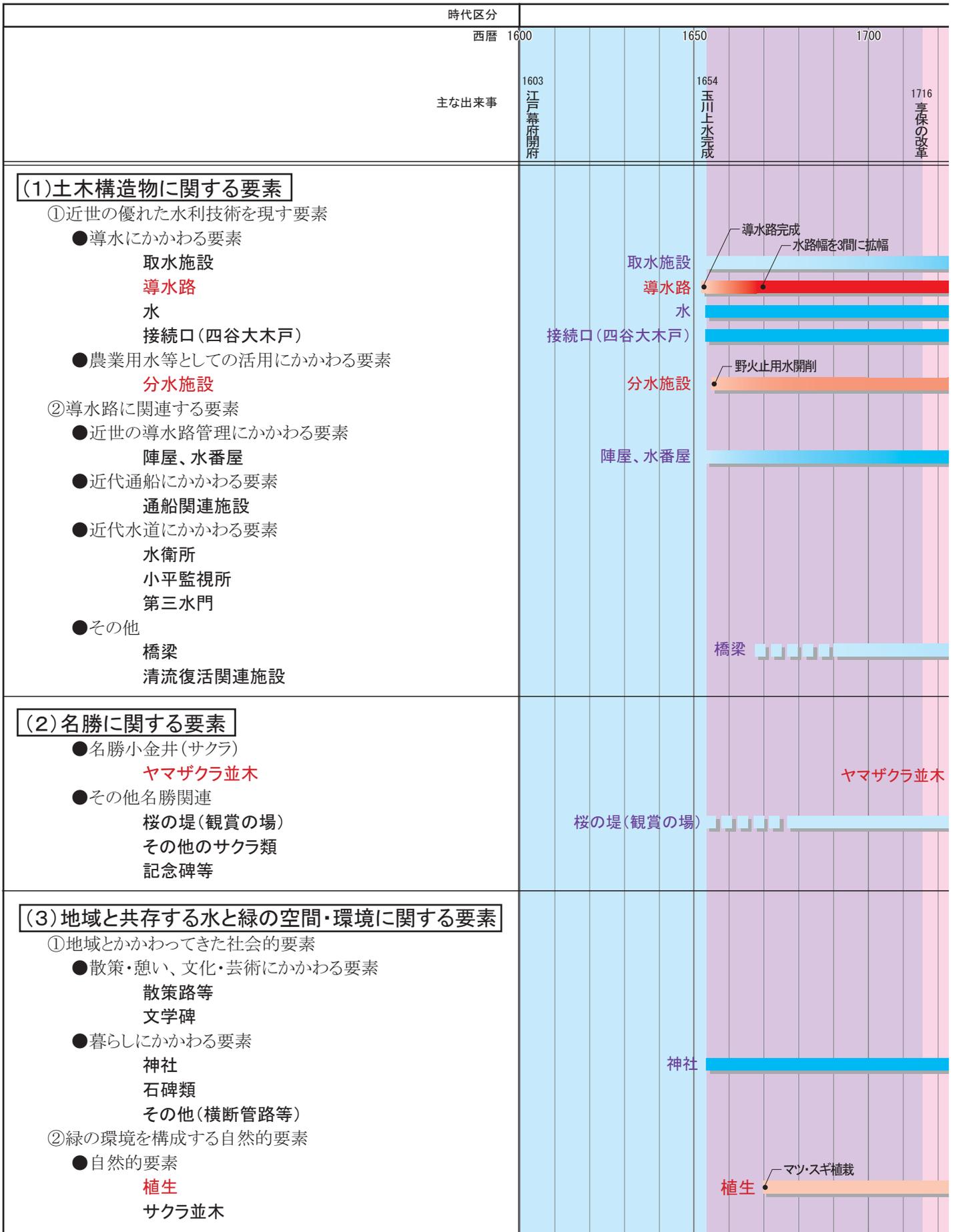


中野区

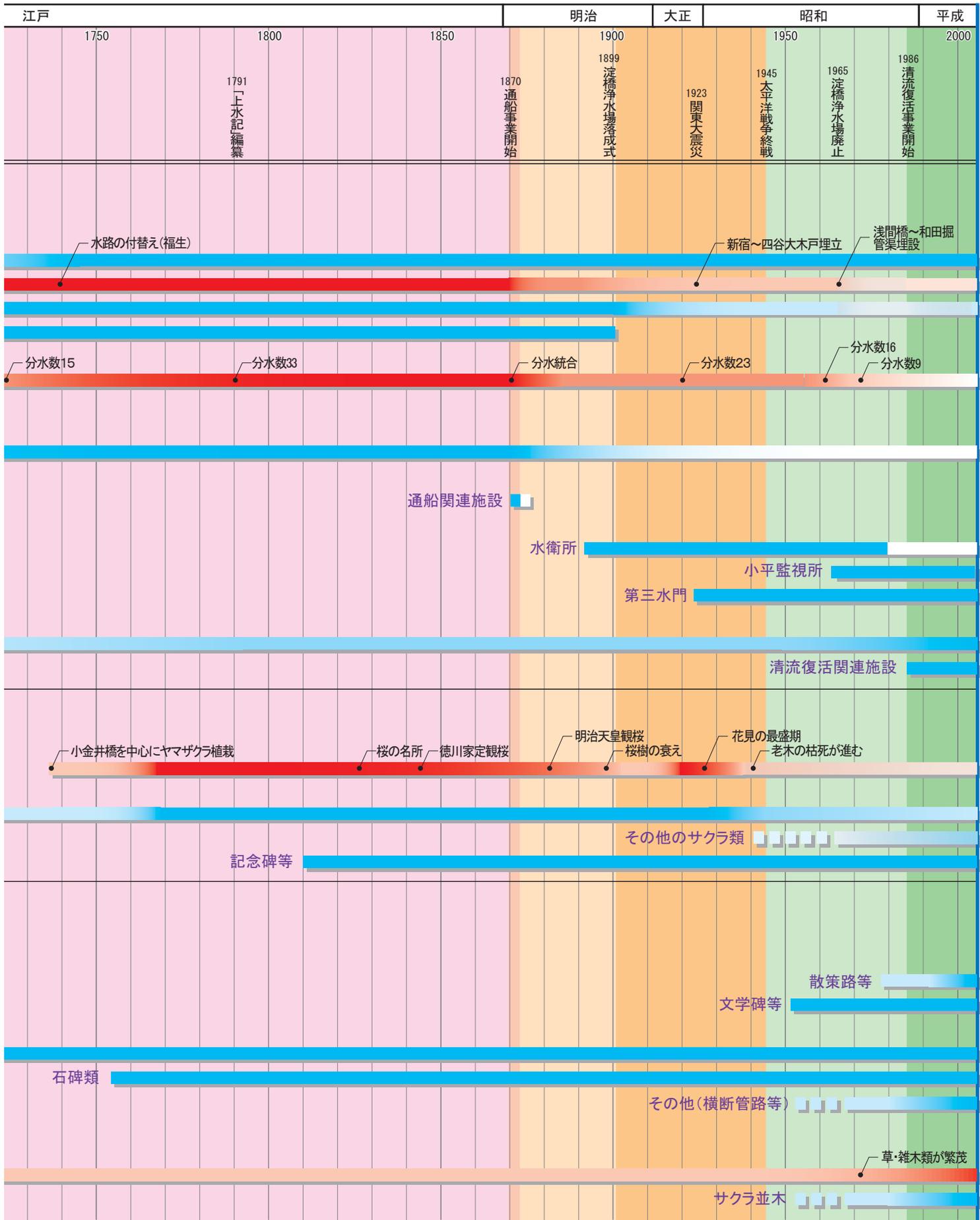




附属資料5 玉川上水にかかわる構成要素の変遷



※ 赤字: 史跡を構成する要素を表す



附属資料6「復旧(修理)」「改良(保存整備)」の工法

① 『復旧(修理)』の工法

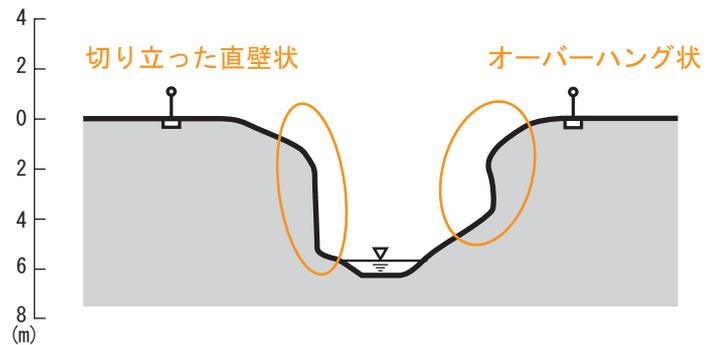
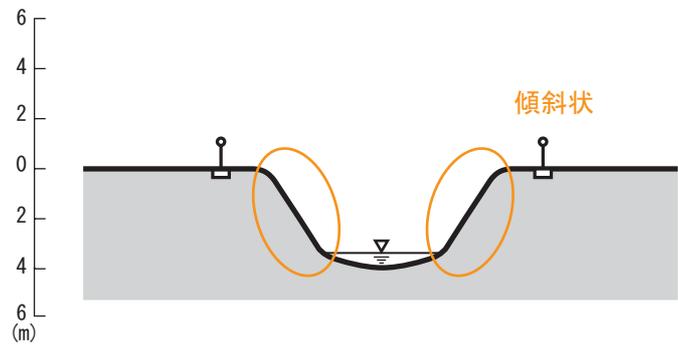
<現状>

■素掘り法面上部が補強工構造物未施工の箇所

素掘り法面の形態はおおむね

3種類

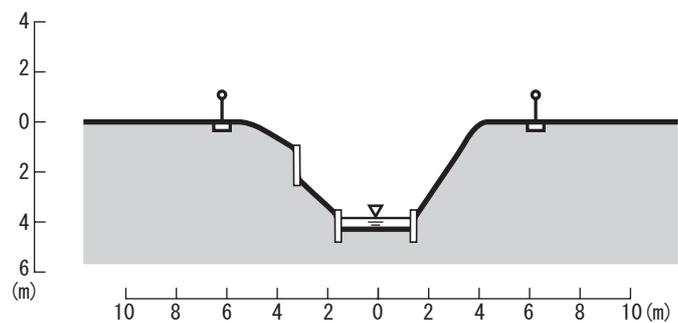
- ・ 傾斜状
- ・ 切り立った直壁状
- ・ オーバーハング状



■補強工構造物施工済の箇所

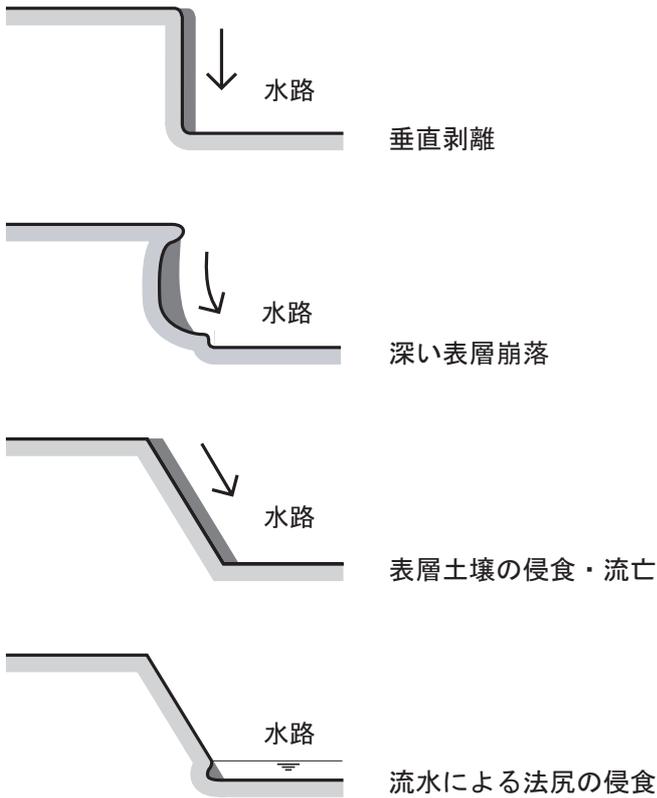
補強工構造物の種類

- ・ 石積み護岸
- ・ コンクリート護岸
- ・ 木柵 等



<き損・劣化>

想定されるき損・劣化(崩壊)のパターンは概ね4種類



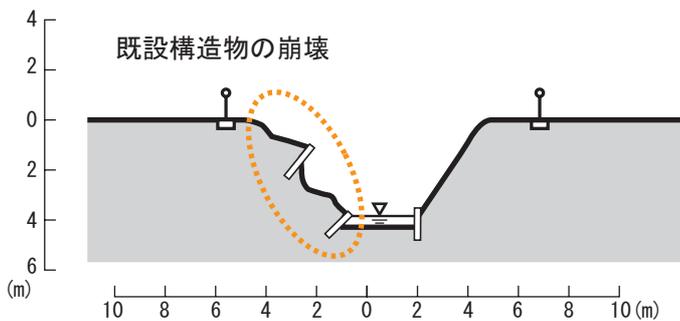
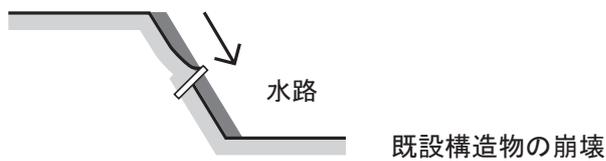
<復旧(修理)の工法>

■法面上部における復旧(修理)

- ・木柵工
- ・土のう工
- ・盛土工 等



木柵工による復旧(修理)の実績例

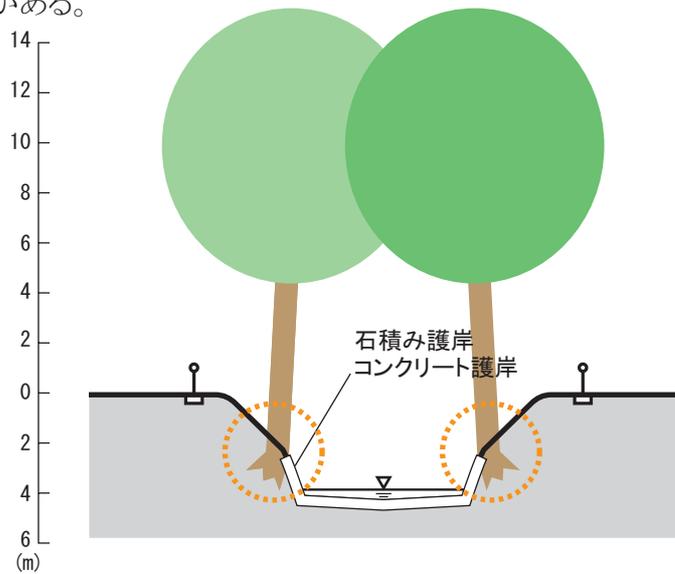


※ 現状に戻すことが困難で現状変更となる行為は「改良(保存整備)」とする。

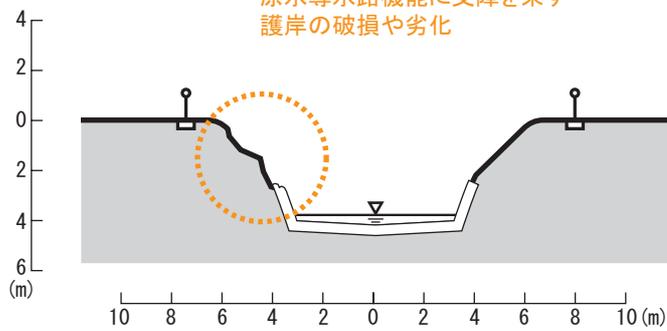
②-1 『改良(保存整備)』の工法 ～上流部～

<現状>

樹木(の根)の生育により既設護岸の崩落を起こす可能性がある。

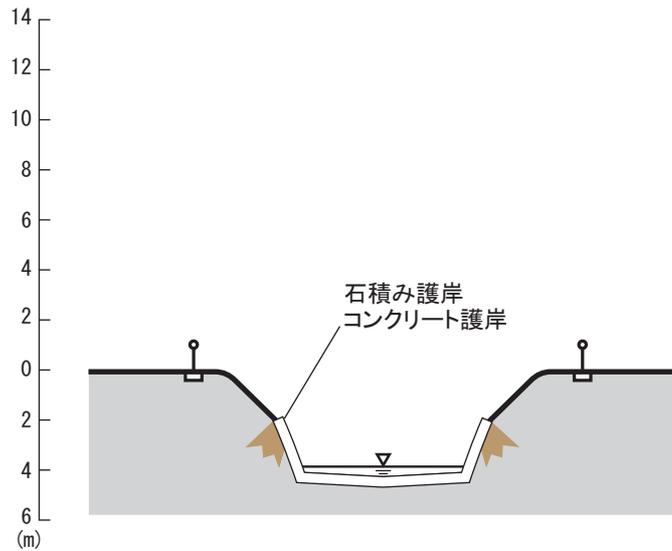


原水導水路機能に支障を来す
護岸の破損や劣化



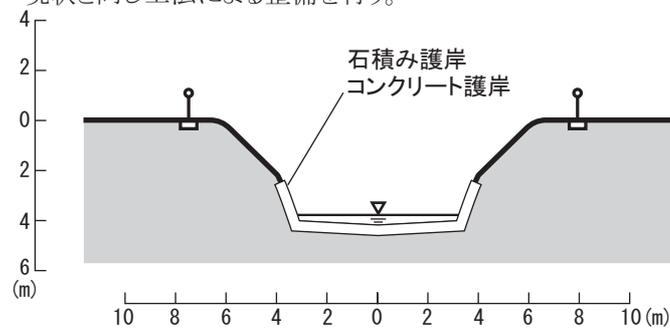
<改良(保存整備)>

樹木を伐採し、残った根のうえに護岸工を施す。



■護岸整備済箇所の改良（保存整備）

現状と同じ工法による整備を行う。

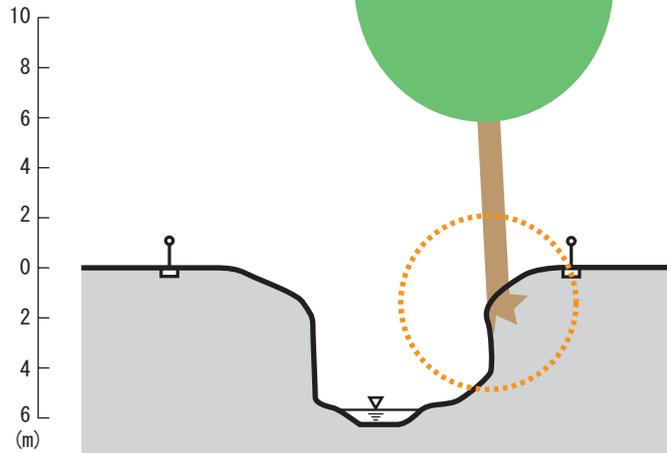


平成17年度
拝島上水橋下流左岸

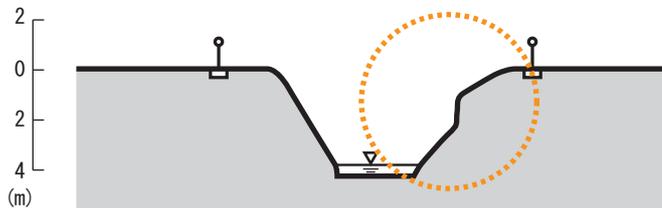
②-2 『改良(保存整備)』の工法 ～中流部・下流部～

<現状>

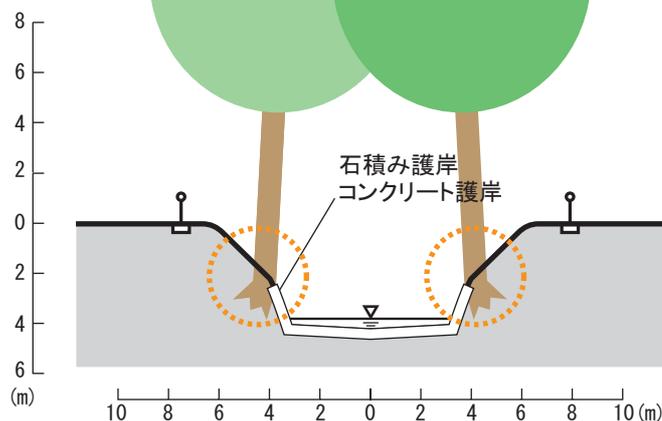
法面がオーバーハング状であり、
樹木の枯損時等に深い表層崩落
を起こす可能性がある。



表層土壌の流亡や法尻の侵食の可能性はある。



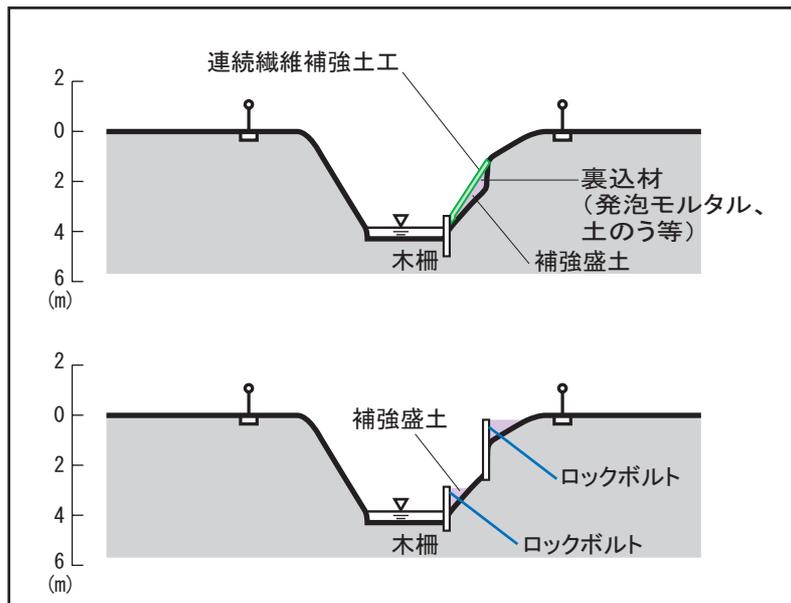
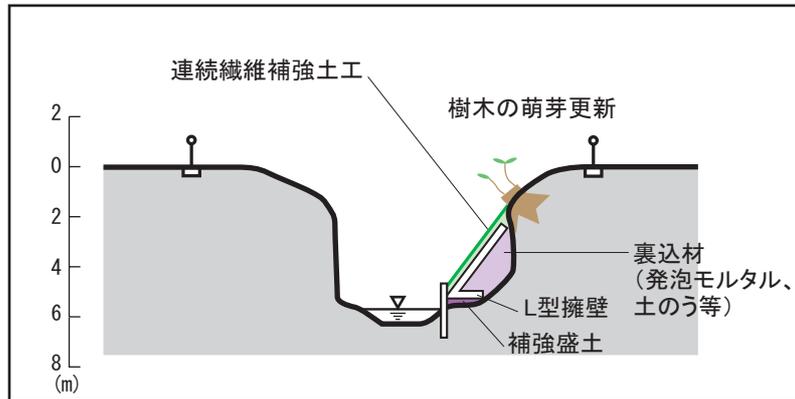
樹木(の根)の
生育により既設
護岸の崩落を
起こす可能性
がある。



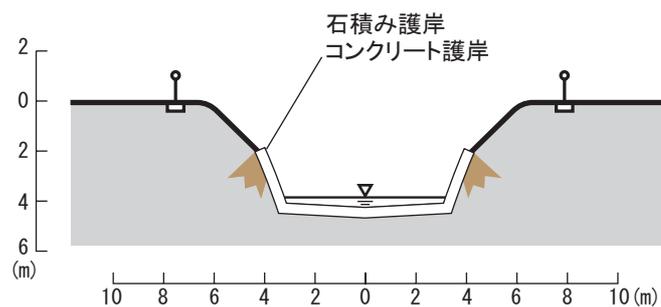
＜改良(保存整備)＞

隣接法面と同等の景観を形成する工法を採用する。

- ・連続繊維補強土工法（状況に応じて植生工を併用する）

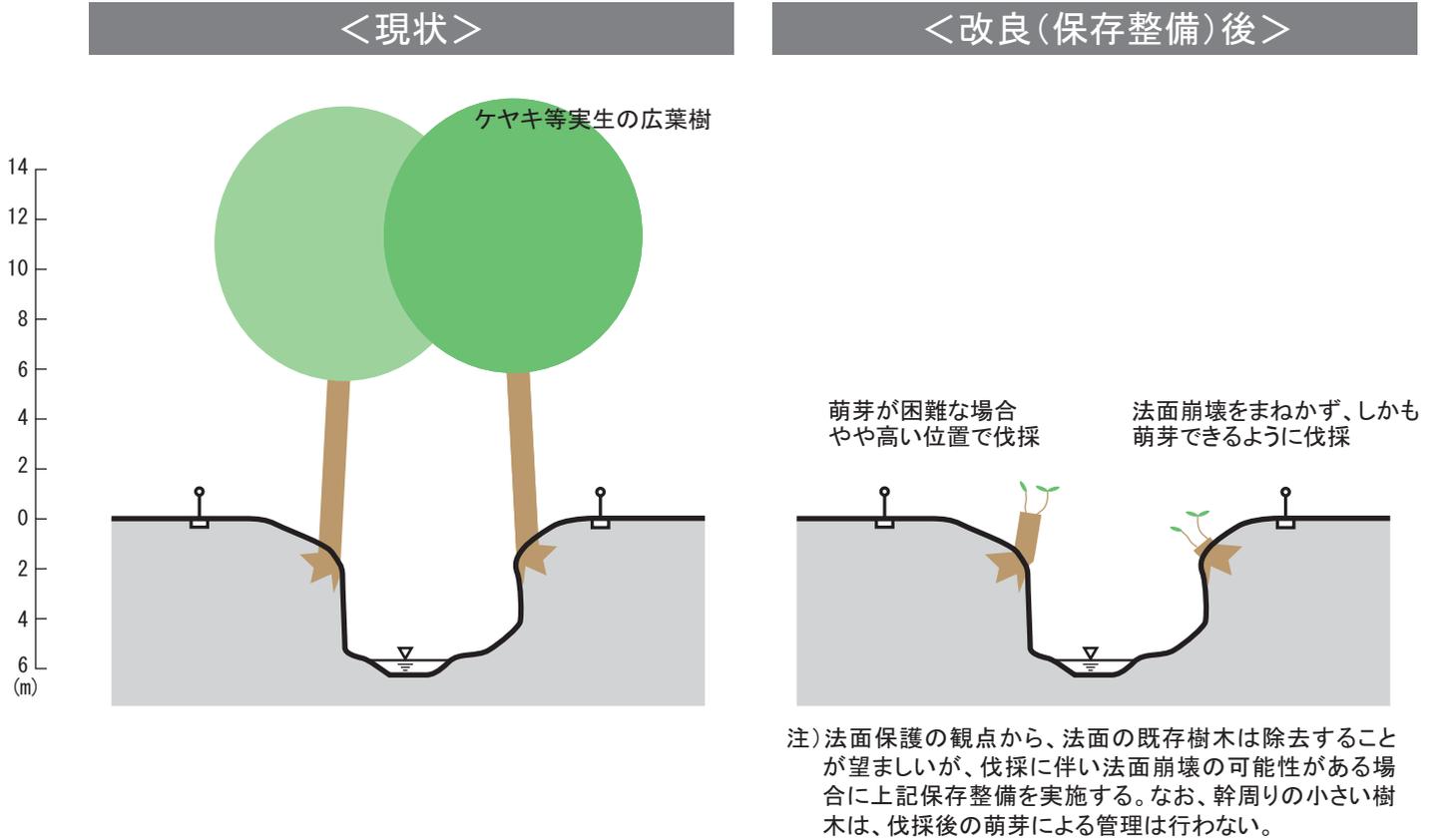


樹木を伐採し、残った根のうえに護岸工を施す。

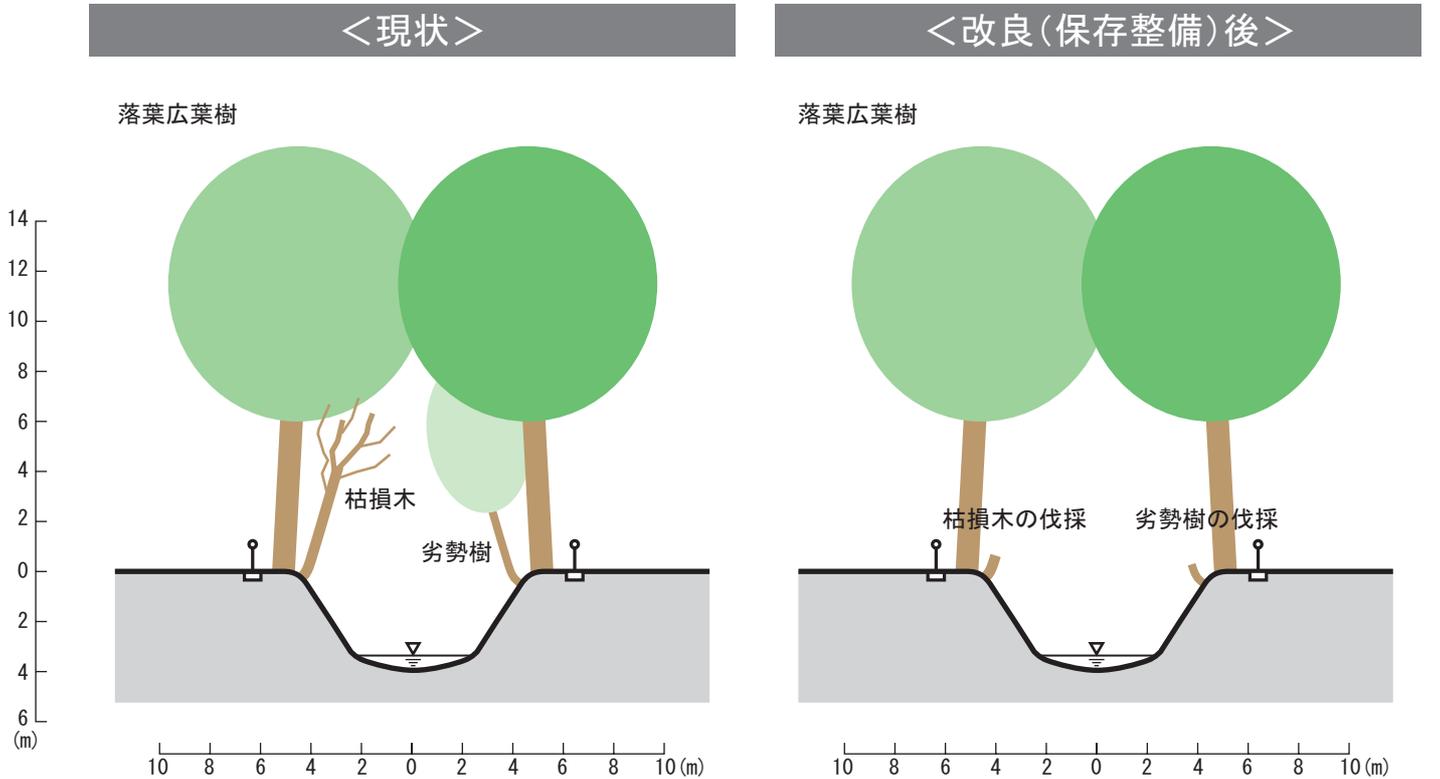


附属資料7 法面に生育する樹木の改良(保存整備)

図① 法面上の広葉樹の伐採



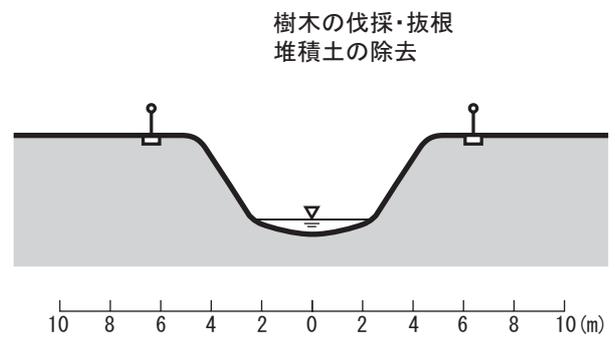
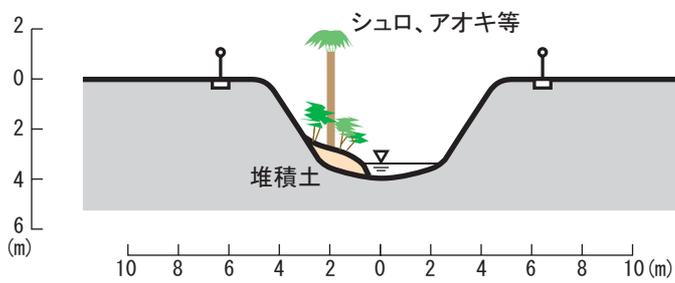
図② 法肩部の落葉広葉樹の伐採・更新



参考：水路内の樹木の伐採・抜根・除去（維持管理での対応）

<現状>

<維持管理後>



※ 本資料記載の内容は、「玉川上水の樹木管理検討委員会のまとめ」（玉川上水緑の保全事業 都・区市連絡協議会）、及び「玉川上水歴史環境保全地域保全計画書」（東京都環境局自然環境部）を参考に作成

附属資料 8 現状変更等に係る行為に対する許可等の取扱方針一覧

現状変更に係る行為に対する許可等の区分	許可・届出を必要としない行為	届出による対応で、許可を必要としない行為
現状変更に係る行為の分類	保存管理としての維持管理	保存管理としての復旧（修理）
現状変更に係る行為に対する許可等の取扱方針	史跡と名勝の保存に係る「維持管理」は、許可・届出を必要としない行為と捉え、継続できるようにする。	史跡と名勝の価値を継承するための「復旧（修理）」は、届出による対応で、許可を必要としない行為と捉え、史跡と名勝の保存に影響のない範囲で行う。
具体的な現状変更等に係る行為	<p>ア 水路機能維持のための管理行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水路の維持管理（芥揚げ・水路清掃・浚渫・水路内の土砂等堆積物や植物（シュロ、アオキ等）の除去）等 ・分水施設の手動バルブの保守点検・日常的な補修等 <p>イ 小金井サクラのための管理行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヤマザクラの剪定、添え木等の設置、病虫害防除、清掃、施肥等 <p>ウ その他の維持管理行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水衛所跡や第2水門、スクリーン等の近代水道関連施設における日常的な補修、清掃等 ・橋梁の日常的な補修（塗装の同系色での塗替を含む）橋面や高欄が破損した場合の応急措置、橋面清掃、保守点検等 ・横断管路等の日常的な補修（塗装の同系色での塗替を含む）破損した場合の応急措置等 ・柵や境界石等、管理施設の日常的な補修（塗装の同系色での塗替、同材かつ同基礎位置（同じ深さ）での一部取替を含む）破損した場合の応急措置等 ・街灯やカーブミラーの清掃、保守点検等 ・標識・信号機等の日常的な補修（塗装の同系色での塗替、同材かつ同基礎位置（同じ深さ）での一部取替を含む）破損した場合の応急措置等 ・植栽木等（サクラ並木、その他の植栽木、植栽植物）の枯損木伐採、倒木・落枝等の除去、支障枝剪定、植栽木刈込み、サクラの病虫害防除等 ・植生（樹林地）の日常的な手入れ（枯損木・倒木処理、支障枝剪定、枯枝清掃）、ツル切り、下刈り、植生（草地）の草刈り等 <p>エ 非常災害時に必要な応急措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震や豪雨等の非常災害時に、構成要素のき損や滅失を未然に防止するため行う応急的な措置 	<p>ア 水路機能維持のための復旧（修理）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水路内の崩壊土砂の除去、漏水や法面・護岸の崩壊・洗掘箇所における木柵工・土のうでの応急的な措置と盛土による原状復旧（修理） ・分水施設の崩壊（今も分水機能がある場合には、設備の不備により分水機能に支障をきたしている場合を含む）や老朽化した箇所における原状復旧（修理） ・法面・護岸保護工施工箇所のき損・劣化箇所における原状復旧（修理）等 <p>イ 小金井サクラのための復旧（修理）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・傾いたり折損したりしたヤマザクラの応急的な措置

許可を得る必要がある行為	
保存管理としての改良（保存整備） 及び改良（活用整備）	公益上必要な施設に係る 新規整備
<p>き損や劣化防止のための「改良（保存整備）」と、史跡と名勝の活用に資する「改良（活用整備）」は、許可を得る必要がある行為と捉え、史跡と名勝の価値と共存を図ることを前提に、関係機関と協議を行い、許可を得る。</p>	<p>公益上必要な施設に係る新規整備は、許可を得る必要がある行為と捉え、史跡と名勝の価値と共存を図ることを前提に、関係機関と協議を行い、許可を得る。</p>
<p>ア 水路の改修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法面・護岸の崩落防止のための整備や、活用に資する再現のための整備等 <p>イ 小金井サクラのための保存整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ヤマザクラ更新のための植栽 ・ 枯死したヤマザクラの伐採や抜根等 ・ ヤマザクラの生育回復のための土壌改良 <p>ウ 史跡指定範囲内のその他施設における改良</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2水門、スクリーン等近代水道関連施設における導水路機能に支障をきたす崩壊等に対応した補修等 ・ 石碑類の倒壊、基礎の劣化等を修復するための保存整備 <p>エ 建築物の新築・増築・改修・補修・撤去</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 活用に寄与する施設の新築（増築・改修・撤去）等 <p>オ 道路や橋梁の改修・補修・撤去（架け替えは「公益上必要な施設に係る新規整備」に含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の道路・橋梁の老朽化等により必要となる改修・補修 ・ 公益上の機能を終え、必要性がなくなった道路・橋梁の撤去 <p>カ 横断管路や道路の附属物等の改修・補修・撤去（付け替えは「公益上必要な施設に係る新規整備」に含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の横断管路、道路の附属物の改修・補修・撤去 <p>キ 史跡の管理や活用に必要な施設の新設・改修・補修・撤去</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 柵や境界石等の管理施設や説明板等、活用のために必要な施設の新設・改修・補修・撤去 <p>ク 植生における木竹等の伐採・抜根、及び植栽</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡に影響を及ぼす危険性がある木竹等の伐採 ・ 上記と同一の理由による木竹等の抜根（除去） ・ 活用のための樹木や草花等の植栽 ・ 草地の流亡等により裸地化した法面の草地への改良、衰退した貴重な植物の再生 <p>ケ 上記以外における、土地や水路の形状変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学術調査を目的とした発掘調査等 	<p>ア 道路や橋梁の新設・架け替え（拡幅を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公益上必要な道路・橋梁の新設や架け替え（拡幅）等 <p>イ 横断管路や道路の附属物等の新設・付け替え</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公益上必要なガス・電気・排水等の横断管路や標識・信号機等、道路の附属物、史跡保存のための解説板等の新設・付け替え

附属資料 9 文化財保護法等に係る規定

1. 文化財保護法第 125 条（抜粋）

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第 125 条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第 1 項の規定による許可を与える場合には、第 43 条第 3 項の規定を、第 1 項の規定による許可を受けた者には、同条第 4 項の規定を準用する。

4 第 1 項の規定による処分には、第 111 条第 1 項の規定を準用する。

5 第 1 項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第 3 項で準用する第 43 条第 3 項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第 41 条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。

7 第 1 項の規定による許可を受けず、又は第 3 項で準用する第 43 条第 3 項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

下線：文化庁長官の許可が必要となる事項を示している。

■：許可の必要がない事項に関して示している。

2. 文化財保護法施行令第 5 条第 4 項（抜粋）

第 5 条第 4 項 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからトまで及びりに掲げる現状変更等が市の区域内において行われる場合、同号チに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の区域内に属する場合並びに同号ヌに規定する指定区域が市の区域内に存する場合にあっては、当該市の教育委員会）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからへまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第 125 条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が 2 以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が 120 m²以下のものをいう。口において同じ。）で 3 月以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築又は除却

ロ 小規模建築物の新築、増築、改築又は除却（増築、改築又は除却にあつては、建築の日から 50 年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が 150 ha 以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の第 1 種低層住居専用地域又は第 2 種低層住居専用地域におけるもの

ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置、改修若しくは除却（改修又は除却にあつては、設置の日から 50 年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ 法第 115 条第 1 項（法第 120 条及び第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却

ホ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修

ヘ 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

ト 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育又は当該捕獲した動物への標識若しくは発信器の装着

- チ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
- リ 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却

又 イからリまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理のための計画を都道府県の教育委員会（当該計画が町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該計画が市の区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

二 法第 130 条（法第 172 条第 5 項において準用する場合を含む）及び第 131 条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イから又までに掲げる現状変更等に係る法第 125 条第 1 項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

3. 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則（昭和 26 年 7 月 13 日文化財保護委員会規則第 10 号）

最終改正：平成 17 年 3 月 28 日 文部科学省令第 11 号（一部抜粋）

（維持の措置の範囲）

第 4 条 法第 125 条第 1 項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の現状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の現状）に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

（国の機関による現状変更等）

第 5 条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第 168 条第 1 項第 1 号又は第 2 項の規定による同意を求めようとする場合には第 1 条及び第 2 条の規定を、法第 168 条第 1 項第 1 号又は第 2 項の規定による同意を受けた場合には第 3 条の規定を準用する。

2 法第 168 条第 3 項で準用する法第 125 条第 1 項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

4. 文化財保護法第 168 条（抜粋）

（重要文化財等についての国に関する特例）

第 168 条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

- 一 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。
 - 二 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財を輸出しようとするとき。
 - 三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の貸付、交換、売払、譲与その他の処分をしようとするとき。
- 2 各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めなければならない。
- 3 第 1 項第一号及び前項の場合には、第 43 条第 1 項ただし書及び同条第 2 項並びに第 125 条第 1 項ただし書及び同条第 2 項の規定を準用する。
- 4 文化庁長官は、第 1 項第一号又は第 2 項に規定する措置につき同意を与える場合においては、その条件としてその措置に関し必要な勧告をすることができる。
- 5 関係各省各庁の長その他の国の機関は、前項の規定による文化庁長官の勧告を十分に尊重しなければならない。

5. 文化財保護法第 33 条、同 119 条第 1 項、120 条、127 条第 1 項（抜粋）

（滅失、き損等）

第 33 条 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、その事実を知った日から 10 日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

（所有者による管理及び復旧）

第 119 条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

第 120 条 所有者が行う管理には、第 30 条、第 31 条第 1 項、第 32 条、第 33 条並びに第 115 条第 1 項及び第 2 項（同条第 2 項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を（以下、中略）準用する。

（復旧の届出等）

第 127 条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の 30 日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第 125 条第 1 項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

附属資料 10 現状変更の取扱基準の内容

ア 現状変更（軽微な現状変更以外のもの：文化庁長官の許可が求められる行為）

改良（保存整備）

1) 水路の改修（保存のための整備等）

- ・整備の必要性を明らかにし、史跡への影響が最小限となる範囲で現状変更を許可する。

2) 道路・橋梁の改修・撤去

- ・事業の必要性と史跡保護の必要性との調和点を明らかにし、史跡及び水路機能への影響が少なくなるよう最大限配慮する。
- ・周辺景観等との調和を図った形態・素材・色彩とする。
- ・撤去にあわせ、事業者が事前に十分な情報収集を行い、必要に応じて現状変更の許可を得たうえで試掘を行い、地下遺構の有無を確認する。

3) 植生における木竹等の抜根

- ・史跡や水路機能への影響が最小限となる範囲で抜根を行う。
- ・計画、設計段階で現状変更について協議を行うとともに、事業者が事前に現状変更の許可を得たうえで試掘を行い、地下遺構の有無を確認する。

4) 学術調査の発掘や、整備のための事前試掘

- ・学術研究上、整備のための事前調査上、重要な箇所等について、必要に応じて実施する。
- ・調査や試掘の必要性を明らかにするとともに、計画的に実施する。

注) 以前に地下遺構の有無を確認した箇所において、再度の試掘を伴う事業を実施する場合は、調査の必要はない。

改良（活用整備）

1) 水路の整備

- ・活用のための護岸の再現や景観向上等を目的とした水路の整備は、必要性を明らかにする。
- ・史跡及び水路機能への影響が最小限となるよう配慮する。

2) 建築物の新築・増築・改修・撤去

- ・必要性を明らかにし、史跡及び水路機能への影響が最小限となるよう配慮する。
- ・水路上部（水路に附属する覆蓋構造物上部を含む）への建築物の新築は認めない。

3) 樹木等の植栽

- ・必要性を明らかにし、史跡及び水路機能への影響が最小限となるよう配慮する。
- ・自然環境や景観等との調和を図った在来種を基本とする。

公益上必要な施設に係る新規整備

1) 道路・橋梁の新設・架け替え（拡幅を含む）

- ・事業の必要性と史跡保護の必要性との調和点を明らかにし、史跡及び水路機能への影響が少なくなるよう最大限配慮する。
- ・周辺景観等との調和を図った形態・素材・色彩とする。
- ・計画、設計段階で現状変更について協議を行うとともに、事業者が事前に十分な情報収集を行い、必要に応じて現状変更の許可を得たうえで試掘を行い、地下遺構の有無を確認する。

2) 横断管路の新設・付け替え

- ・事業の必要性と史跡保護の必要性との調和点を明らかにし、史跡及び水路機能への影響が少なくなるよう最大限配慮する。
- ・周辺景観等との調和を図った形態・素材・色彩とする。
- ・計画、設計段階で現状変更について協議を行うとともに、事業者が事前に十分な情報収集を行い、必要に応じて、現状変更の許可を得たうえで試掘を行い、地下遺構の有無を確認する。

3) 道路の附属物の新設・付け替え

- ・道路の附属物とは、標識や信号機等、道路に附属する施設とする。
- ・2)の横断管路の新設・付け替えと同様の扱いとする。

イ 軽微な現状変更（区市の教育委員会の許可が求められる行為）

改良（保存整備）

1) 仮設建築物（工事中プレハブ等）の新築・増築・改修・撤去〔イ〕^{注）}

- ・ 仮設建築物とは、3ヶ月以内の期間限定の小規模建築物で、工事中プレハブ等の建築物とする。
- ・ 必要性を明らかにし、史跡及び水路機能への影響が最小限となるよう配慮する。

2) 工作物の設置・改修・撤去、又は道路の舗装もしくは修繕〔ハ〕^{注）}

- ・ 工作物とは、基礎等（掘削や土地の改変を伴う工事）を必要としない軽微なものとする。
- ・ 「道路の舗装もしくは修繕」とは、未舗装道路のでこぼこの均し、あるいは既に舗装整備が行われている舗装の一部の補修とする。掘削や土地の改変が必要となる行為は、「アの公益上必要な施設に係る新規整備の1」道路・橋梁の新設・架け替え（拡幅を含む）」とする。
- ・ 史跡及び水路機能への影響が最小限となるよう配慮する。

3) 横断管路や埋設されている電線等（既存の施設）の改修・撤去〔ホ〕^{注）}

- ・ 横断管路や埋設されている電線等とは、既存のもので掘削が「埋設の際に掘削された範囲」を超えないものに限る。
- ・ 史跡及び水路機能への影響が最小限となるよう配慮する。

4) 道路の附属物（既存の施設）の改修・撤去〔ハ〕^{注）}

- ・ 道路の附属物とは、標識や信号機等、道路に附属する施設とする。
- ・ 史跡及び水路機能への影響が最小限となるよう配慮する。
- ・ 周辺景観等との調和を図った形態・素材・色彩とする。

5) 植生における木竹等の伐採〔ヘ〕^{注）}

- ・ 木竹等の伐採とは、根元までの幹の切断とする。
- ・ 掘削や土地の改変を伴う伐採は、「アの改良（保存整備）の3」植生における木竹等の抜根」の取扱とする。
- ・ 必要性を明らかにし、史跡及び水路機能への影響が最小限となるよう配慮する。

改良（活用整備）

1) 史跡の管理に必要な施設の新設・撤去〔二〕^{注）}

- ・ 史跡の管理に必要な施設とは、標識、説明板、境界標（境界石）、囲い（柵）等とする。
- ・ 必要性を明らかにし、史跡及び水路機能への影響が最小限となるよう配慮する。
- ・ 周辺景観等との調和を図った形態・素材・色彩とする。

2) 史跡の活用に必要な施設の新設・撤去〔ハ〕^{注）}

- ・ 史跡の活用に必要な施設とは、誘導のための案内板、ベンチ等とする（建築物は除く）。
- ・ 必要性を明らかにし、史跡及び水路機能への影響が最小限となるよう配慮する。
- ・ 周辺景観等との調和を図った形態・素材・色彩とする。

注）掲載の内容が対応する文化財保護法施行令第5条第4項第一号の項目記号を示す（附属資料9参照。）

史跡玉川上水保存管理計画書

発行日 平成19年3月31日

編集・発行 東京都水道局

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話 03-5320-6387 FAX 03-5388-1680
